

# まちづくり環境委員会 案件一覧

(令和6年1月15日開催分)

## ○所管事務報告 9件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
まちづくり推進部	1	第181回大田区都市計画審議会の報告について	34	深川 都市計画課長
	2	危険な状態で放置されている構造物の対応について（第2報）	35	大塚 建築審査課長
	3	地盤資料（ボーリング柱状図）の窓口閲覧・写しの交付について	36	大塚 建築審査課長
鉄道・都市づくり部	4	下丸子まちづくり座談会の実施結果について	11	林 新空港線・沿線整備担当課長
都市基盤整備部	5	多摩川緊急治水対策プロジェクト（河道掘削）について	23	柞木 都市基盤管理課長
	6	平和島公園及び平和の森公園に関するアンケート調査の結果について	24	小泉 公園課長
	7	大規模公園におけるキッチンカー試験導入について	25	小泉 公園課長
環境清掃部	8	区有施設における太陽光発電設備の既存建物への導入推進について	10	石川 環境計画課長
	9	「第23回エコフェスタワンダーランド」の開催について	11	石川 環境計画課長

## 第181回大田区都市計画審議会の報告について

### 1 都市計画審議会の概要

#### (1) 日 時

令和5年12月12日（火） 10:00～11:40

#### (2) 開催場所

第三・第四委員会室

### 2 議題案件

第一号議案 東京都市計画公園（古径公園）の変更（大田区決定）について

第二号議案 東京都市計画公園（中央五丁目公園）の変更（大田区決定）について

第三号議案 東京都市計画公園（かにくぼ公園）の変更（大田区決定）について

第四号議案 東京都市計画公園（日下山公園）の変更（大田区決定）について

第五号議案 羽田空港跡地第1ゾーンにおける都市計画変更（大田区決定）について

(1) 東京都市計画土地区画整理事業羽田空港跡地地区土地区画整理事業

(2) 東京都市計画公園 第4・3・124号 羽田空港公園

### 3 審議結果

第一号議案から第五号議案まで「諮問のとおり定めることが適当である」と答申された。

### 4 報告案件

令和島一丁目、令和島二丁目都市計画変更（案）について

### 5 添付資料

添付資料1 第一号議案 関連資料

添付資料2 第二号議案 関連資料

添付資料3 第三号議案 関連資料

添付資料4 第四号議案 関連資料

添付資料5 第五号議案 関連資料

添付資料6 令和島一丁目、令和島二丁目都市計画変更（案）について

東京都市計画公園の変更（大田区決定）

東京都市計画公園に大田第 2・2・54 号古径公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	大田第 2・2・54 号	古径公園	大田区南馬込一丁目地内	約 0.14ha	園路広場、 修景施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画公園の配置保全を検討した結果、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	大田第 2・2・54 号	古径公園	大田区南馬込一丁目地内	約 0.14ha	追加



大田区地域地区図

●まちづくり情報システム「まちマップおおた」では、住所等を指定して各種情報の検索(画尺1/2500)が可能です。  
【まちマップおおた】https://www2.wagmap.jp/ota/

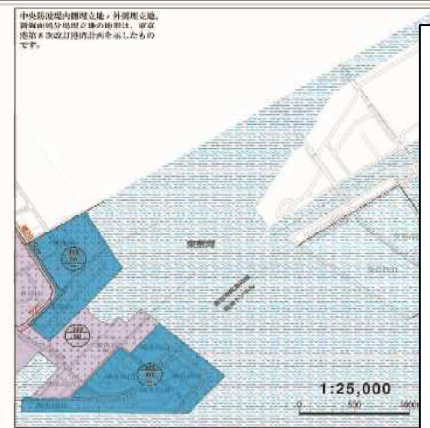
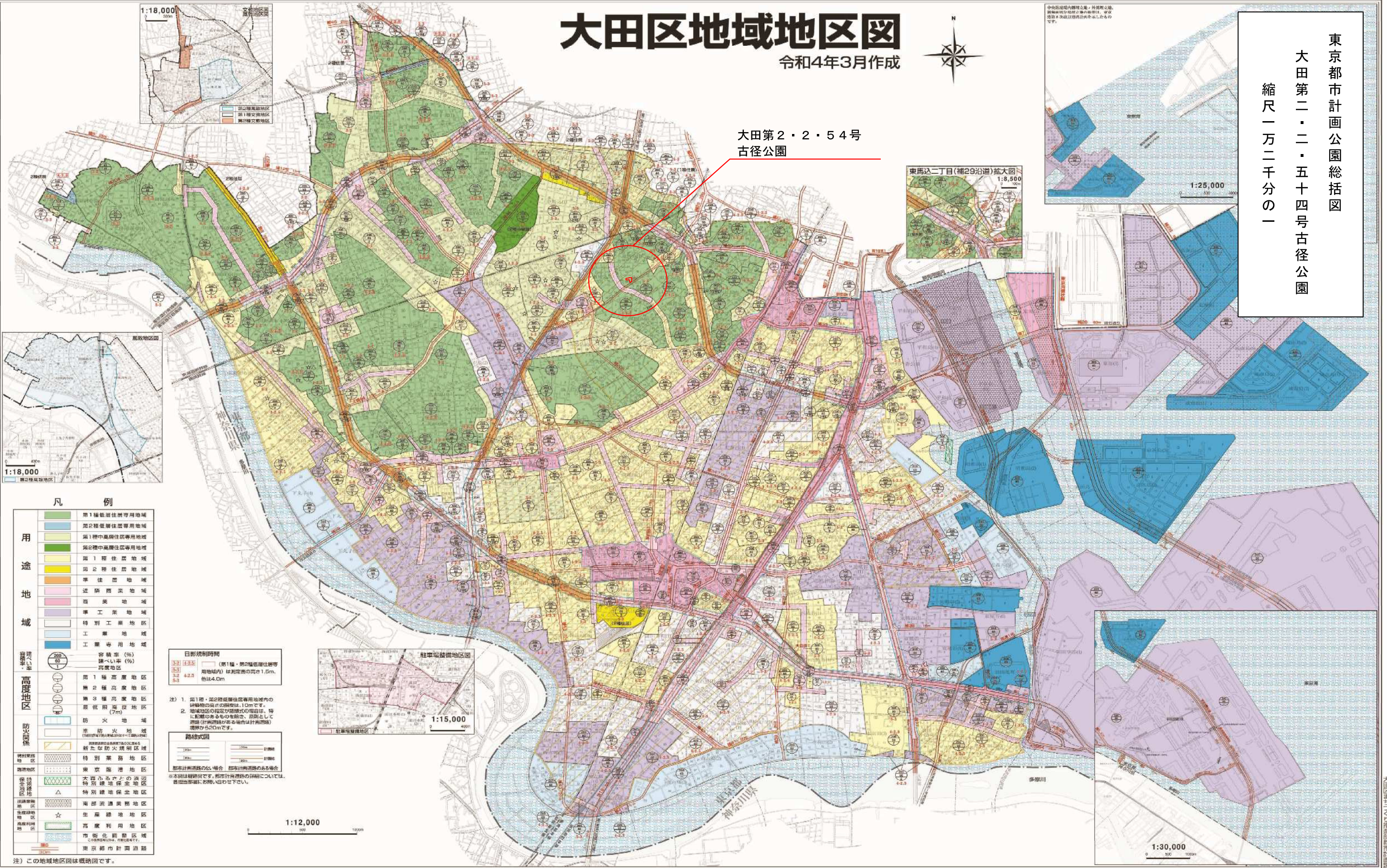
# 大田区地域地区図

令和4年3月作成



大田第2・2・54号  
古径公園

東京都市計画公園総括図  
大田第二・二・五十四号古径公園  
縮尺一万二千分の一



凡例

用途地域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	特別工業地域
	工業地域
	工業専用地域
地区区分	容積率(%) 建ぺい率(%) 高度地区
防火地区	第1種高度地区 第2種高度地区 第3種高度地区 防火地域
特別用途地区	準防火地域 新たな防火規制区域
特別用途地区	特別業務地区
特別用途地区	東京臨海地区 本都心・大田の近郊 特別緑地保全地区
特別用途地区	特別緑地保全地区
特別用途地区	南部流通業務地区 生産緑地地区 高度利用地区 市街化調整区域 東京都市計画道路

日照規制時間

3.3	1.8.5	(第1種・第2種低層住居専用地域内)
3.3	4.2.5	用地域内) 日照定数の高さ1.5m、
3.3	5.3	他は4.0m



注) 1. 第1種・第2種低層住居専用地域内の緑地の指定は、1.0mです。  
2. 地域区分の指定が変更された場合は、特に記載のあるものを除き、原則として変更(計画図)がある場合は(計画図)に基づき変更してください。

道路式図

都市計画道路の場合 都市計画道路のある場合  
※本図は概略図です。都市計画道路の詳細については、各提出書類にお問い合わせ下さい。

注) この地域地区図は概略図です。



# 第一号議案





# 第一号議案

東京都市計画公園大田第2・2・54号古径公園の変更 (大田区決定) について		【説明資料】
1 趣旨及び経緯	<p>東京都における都市計画公園について、都、特別区、市及び町が連携して「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」を策定することで、計画的・効果的な施策展開を図っている。</p> <p>一方で、大田区における公園・緑地の計画として、基本構想と連携する「新おおた重点プログラム（令和5年2月更新）」では、「水と緑を大切に、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します」を個別目標に掲げ、身近な場所で水やみどりに触れ合える、潤いとやすらぎのあるまちづくりを推進するとしている。</p> <p>また、都市づくりの基本方針である「大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月改定）」では、公園の役割として、区民のレクリエーション、健康増進、子育て支援及び生物多様性の確保など、水と緑のネットワークづくりを担うとしている。</p> <p>さらに、公園・緑地などみどりに関連する分野別計画である「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた（令和5年3月改定）」では、目指す将来像の実現に向け、4つの方針を定め、特に公園・緑地の配置方針として、区民が健康的で文化的な生活をするうえで必要となる機能を有し、面積が300㎡以上で接道していること、面的に連続していることなどの一定条件を満たすことができる公園・緑地は、都市計画事業に位置付け、整備を推進するとしている。</p> <p>本計画地は、面積約0.09ヘクタールの既に開園している街区公園とその隣接地であり、震災対策等にオープンスペースが必要な地域である。開園している街区公園は、区が定める避難場所等（一時集合場所）として指定されており、隣接地とともに都市計画公園とすることで、まとまりのあるオープンスペース（多目的広場等）を確保することが可能となり、避難場所等が拡大するなど、防災機能を高めることができる。</p> <p>さらに当該地域は、緑被率が区全体平均より低いうえ公園不足地域であることから、環境保全・レクリエーション面からも公園として整備する必要性の</p>	<p>○都市計画の経緯</p> <p>令和5年7月 原案の作成</p> <p>令和5年8月 案の決定</p>



# 第一号議案

<p>2 都市計画の内容</p> <p>3 説明会の概要</p> <p>4 公告・縦覧</p> <p>5 今後の予定</p>	<p>高い地域である。</p> <p>以上のような大田区の定める諸計画や当該地の立地状況を踏まえ、当事業を都市計画公園事業に位置付け、公園としての永続性を担保するとともに、計画的な整備を進めていく。</p> <p>なお、本案件は都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 3 項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ている。</p> <p>位 置：大田区南馬込一丁目地内 面 積：約 0.14ha 名 称：東京都市計画公園大田第 2・2・5 4 号古径公園</p> <p>住民説明会を開催した。 対象公園：古径公園、中央五丁目公園 開催日：令和 5 年 8 月 7 日 会場：大田区立梅田小学校 参加者数：38 人 意見回答：16 件（都市計画変更に対する意見は 0 件）</p> <p>日 時：令和 5 年 10 月 23 日から 11 月 6 日まで 場 所：大田区まちづくり推進部都市計画課 意見回答：0 件</p> <p>令和 5 年 12 月 都市計画審議会 令和 5 年 12 月 都市計画変更 令和 6 年 4 月 事業認可予定</p>	<p>○令和 5 年 9 月 15 日付 5 都市政緑第 353 号</p> <p>○用途地域等について ※第 1 種低層住居専用地域 建ぺい率 50% 容積率 100%</p>
--	--	---



# 第一号議案

## 都市計画の策定の経緯の概要書

### 東京都市計画公園第2・2・54号古径公園の変更

事項	時期	備考
都市計画原案の公告・縦覧	年 月 日から 年 月 日まで	なし
公 聴 会	年 月 日	なし
説 明 会	令和5年8月7日	1回開催
都市計画案の公告・縦覧	令和5年10月23日から 令和5年11月6日まで	
区都市計画審議会	令和5年12月12日	予定
決 定 告 示	令和5年12月 日	予定



東京都市計画公園の変更（大田区決定）

東京都市計画公園に大田第 2・2・55 号中央五丁目公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	大田第 2・2・55 号	中央五丁目公園	大田区中央五丁目地内	約 0.26ha	園路広場、 修景施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画公園の配置保全を検討した結果、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	大田第 2・2・55 号	中央五丁目公園	大田区中央五丁目地内	約 0.26ha	追加

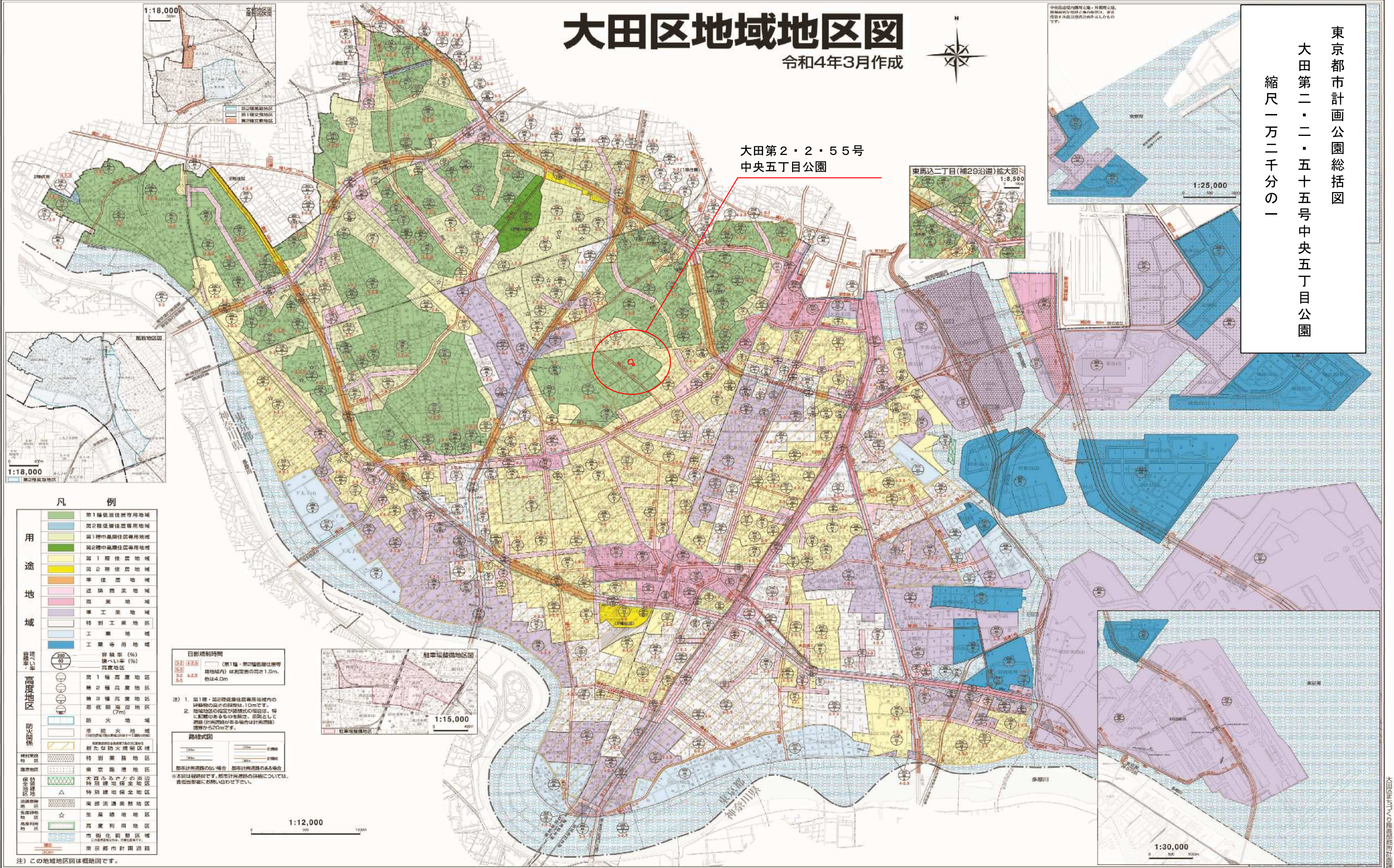


大田区地域地区図

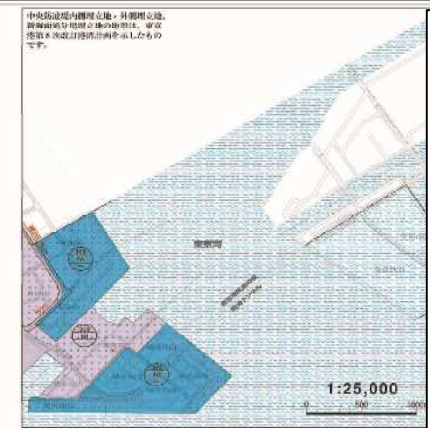
●まちづくり情報システム「まちマップおた」では、住所等指定して各種情報の検索(縮尺1/2500)が可能です。  
 [まちマップおた] <https://www2.wagmap.jp/ot/>

# 大田区地域地区図

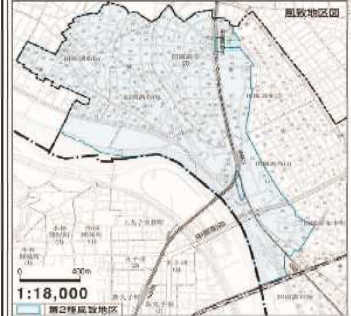
令和4年3月作成



大田第2・2・55号  
中央五丁目公園



東京都市計画公園総括図  
 大田第二・二・五十五号中央五丁目公園  
 縮尺一万二千分の一



**凡 例**

<b>用途地域</b>	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	特別工業地域	工業地域	工業専用地域						
<b>容積率・高さ地区</b>	容積率(%) 建ぺい率(%) 高さ地区	第1種高さ地区	第2種高さ地区	第3種高さ地区	第1種高さ地区	第2種高さ地区	第3種高さ地区	防火地域	防火地区	特別防火地区	特別業務地区	東京臨港地区	大田ふるさとの森近 特別緑地保全地区	特別緑地保全地区	南部近隣業務地区	生業緑地地区	高度利用地区	市街化調整区域	東京都市計画道路

**日影規制時間**

13:31-13:55	第1種・第2種低層住居専用地域内(用地域内)は測定高さの1.5m、他は4.0m
13:56-14:20	同
14:21-14:45	同



**路網式図**

10m	15m	20m	25m	30m	35m	40m	45m	50m	55m	60m	65m	70m	75m	80m	85m	90m	95m	100m
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

注) この地域地区図は概略図です。



# 第二号議案



## 第二号議案

東京都市計画公園大田第2・2・55号中央五丁目公園の変更 (大田区決定) について		【説明資料】
1 趣旨及び経緯	<p>東京都における都市計画公園について、都、特別区、市及び町が連携して「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」を策定することで、計画的・効果的な施策展開を図っている。</p> <p>一方で、大田区における公園・緑地の計画として、基本構想と連携する「新おおた重点プログラム（令和5年2月更新）」では、「水と緑を大切に、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します」を個別目標に掲げ、身近な場所で水やみどりに触れ合える、潤いとやすらぎのあるまちづくりを推進するとしている。</p> <p>また、都市づくりの基本方針である「大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月改定）」では、公園の役割として、区民のレクリエーション、健康増進、子育て支援及び生物多様性の確保など、水と緑のネットワークづくりを担うとしている。</p> <p>さらに、公園・緑地などみどりに関連する分野別計画である「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた（令和5年3月改定）」では、目指す将来像の実現に向け、4つの方針を定め、特に公園・緑地の配置方針として、区民が健康的で文化的な生活をするうえで必要となる機能を有し、面積が300㎡以上で接道していること、面的に連続していることなどの一定条件を満たすことができる公園・緑地は、都市計画事業に位置付け、整備を推進するとしている。</p> <p>本計画地は、面積約0.22ヘクタールの既に開園している街区公園とその隣接地である。当該地域は東京都震災対策条例における避難場所の避難有効面積が2㎡/人を下回る地域であるうえ、急傾斜地及びその近傍で、本計画地はがけ崩れによる土砂流出等の緩衝地となる公園である。また、本地域は震災対策等にオープンスペースが必要な地域であり、隣接地と既開園区域をあわせて都市計画公園とすることで、まとまりのあるオープンスペース(多目的広場等)を確保できる。</p> <p>さらに当該地域は、緑被率が区全体平均より低いうえ公園不足地域であることから、環境保全・レク</p>	<p>○都市計画の経緯</p> <p>令和5年7月 原案の作成</p> <p>令和5年8月 案の決定</p>



## 第二号議案

	<p>リエーション面からも公園として整備する必要性の高い地域である。</p> <p>以上のような大田区の定める諸計画や当該地の立地状況を踏まえ、当事業を都市計画公園事業に位置付け、公園としての永続性を担保し計画的に整備を進めていくものである。</p> <p>なお、本案件は都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ている。</p>	<p>○令和5年9月15日付 5都市政緑第353号</p>
2 都市計画の内容	<p>位 置：大田区中央五丁目地内 面 積：約0.26ha 名 称：東京都市計画公園大田第2・2・55号中央五丁目公園</p>	<p>○用途地域等について ※第1種低層住居専用地域 建ぺい率 50% 容積率 100%</p>
3 説明会の概要	<p>住民説明会を開催した。</p> <p>対象公園：古径公園、中央五丁目公園 開催日：令和5年8月7日 会場：大田区立梅田小学校 参加者数：38人 意見回答：16件（都市計画変更に対する意見は0件）</p>	
4 公 告 ・ 縦 覧	<p>日 時：令和5年10月23日から11月6日まで 場 所：大田区まちづくり推進部都市計画課 意見回答：1件（都市計画変更に対する意見は0件）</p>	
5 今後の予定	<p>令和5年12月 都市計画審議会 令和5年12月 都市計画変更 令和6年4月 事業認可予定</p>	

## 第二号議案

### 都市計画の策定の経緯の概要書

#### 東京都市計画公園第2・2・55号中央五丁目公園の変更

事項	時期	備考
都市計画原案の公告・縦覧	年 月 日から 年 月 日まで	なし
公 聴 会	年 月 日	なし
説 明 会	令和5年8月7日	1回開催
都市計画案の公告・縦覧	令和5年10月23日から 令和5年11月6日まで	
区都市計画審議会	令和5年12月12日	予定
決 定 告 示	令和5年12月 日	予定

東京都市計画公園の変更（大田区決定）

東京都市計画公園に大田第2・2・56号かにくぼ公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	大田第2・2・56号	かにくぼ公園	大田区北嶺町地内	約0.27ha	園路広場、 修景施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画公園の配置保全を検討した結果、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	大田第2・2・56号	かにくぼ公園	大田区北嶺町地内	約0.27ha	追加







第三号議案



### 第三号議案

東京都市計画公園大田第2・2・56号かにくぼ公園の変更 (大田区決定) について		【説明資料】
1 趣旨及び経緯	<p>東京都における都市計画公園について、都、特別区、市及び町が連携して「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」を策定することで、計画的・効果的な施策展開を図っている。</p> <p>一方で、大田区における公園・緑地の計画として、基本構想と連携する「新おおた重点プログラム（令和5年2月更新）」では、「水と緑を大切に、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します」を個別目標に掲げ、身近な場所で水やみどりに触れ合える、潤いとやすらぎのあるまちづくりを推進するとしている。</p> <p>また、都市づくりの基本方針である「大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月改定）」では、公園の役割として、区民のレクリエーション、健康増進、子育て支援及び生物多様性の確保など、水と緑のネットワークづくりを担うとしている。</p> <p>さらに、公園・緑地などみどりに関連する分野別計画である「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた（令和5年3月改定）」では、目指す将来像の実現に向け、4つの方針を定め、特に公園・緑地の配置方針として、区民が健康的で文化的な生活をするうえで必要となる機能を有し、面積が300㎡以上で接道していること、面的に連続していることなどの一定条件を満たすことができる公園・緑地は、都市計画事業に位置付け、整備を推進するとしている。</p> <p>本計画地は、面積約0.25ヘクタールの既に開園している街区公園とその隣接地である。当該地域は東京都震災対策条例における避難場所の避難有効面積が2㎡/人を下回る地域であり、震災対策等にオープンスペースが必要な地域である。加えて東京都豪雨対策基本方針に基づく対策強化流域内にあり、雨水貯留浸透施設等を設置することで水害等の軽減に資することができる。</p> <p>さらに当該地域は、緑被率が区全体平均より低いうえ公園不足地域であることから、環境保全・レクリエーション面からも公園として整備する必要性の高い地域である。</p>	<p>○都市計画の経緯</p> <p>令和5年7月 原案の作成</p> <p>令和5年8月 案の決定</p>



## 第三号議案

	<p>以上のような大田区の定める諸計画や当該地の立地状況を踏まえ、当事業を都市計画公園事業に位置付け、公園としての永続性を担保し計画的に整備を進めていくものである。</p> <p>なお、本案件は都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ている。</p>	<p>○令和5年9月15日付 5都市政緑第353号</p>
<p>2 都市計画の内容</p>	<p>位 置：大田区北嶺町地内 面 積：約0.27ha 名 称：東京都市計画公園大田第2・2・56号かにくぼ公園</p>	<p>○用途地域等について ※第1種低層住居専用地域 建ぺい率 50% 容積率 100%</p>
<p>3 説明会の概要</p>	<p>住民説明会を開催した。 対象公園：かにくぼ公園、日下山公園 開催日：令和5年8月8日 会場：大田区立雪谷小学校 参加者数：18人 意見回答：9件（都市計画変更に対する意見は0件）</p>	
<p>4 公 告 ・ 縦 覧</p>	<p>日 時：令和5年10月23日から11月6日まで 場 所：大田区まちづくり推進部都市計画課 意見回答：0件</p>	
<p>5 今後の予定</p>	<p>令和5年12月 都市計画審議会 令和5年12月 都市計画変更 令和6年4月 事業認可予定</p>	

## 第三号議案

### 都市計画の策定の経緯の概要書

#### 東京都市計画公園第2・2・56号かにくぼ公園の変更

事項	時期	備考
都市計画原案の公告・縦覧	年 月 日から 年 月 日まで	なし
公 聴 会	年 月 日	なし
説 明 会	令和5年8月8日	1回開催
都市計画案の公告・縦覧	令和5年10月23日から 令和5年11月6日まで	
区都市計画審議会	令和5年12月12日	予定
決 定 告 示	令和5年12月 日	予定

東京都市計画公園の変更（大田区決定）

東京都市計画公園に大田第 2・2・57 号日下山公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	大田第 2・2・57 号	日下山公園	大田区南雪谷三丁目地内	約 0.11ha	園路広場、 修景施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画公園の配置保全を検討した結果、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	大田第 2・2・57 号	日下山公園	大田区南雪谷三丁目地内	約 0.11ha	追加



大田区地域地区図

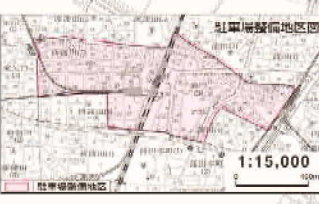
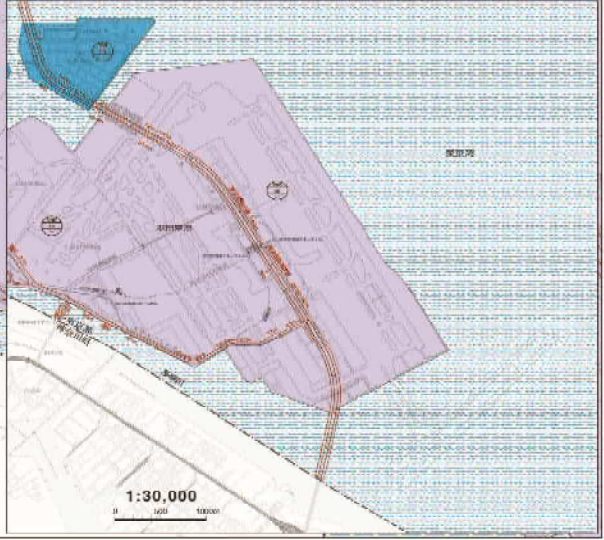
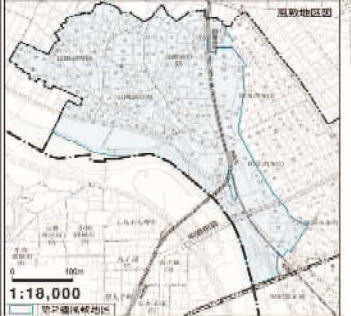
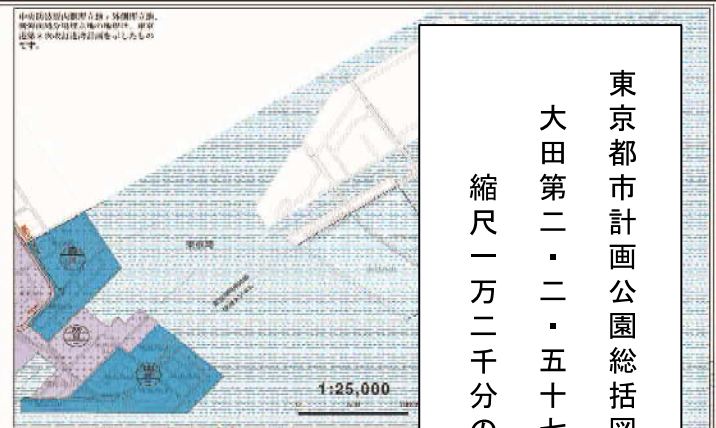
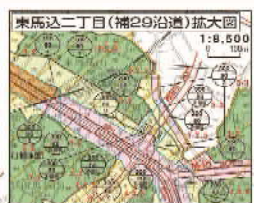
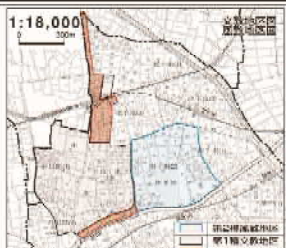
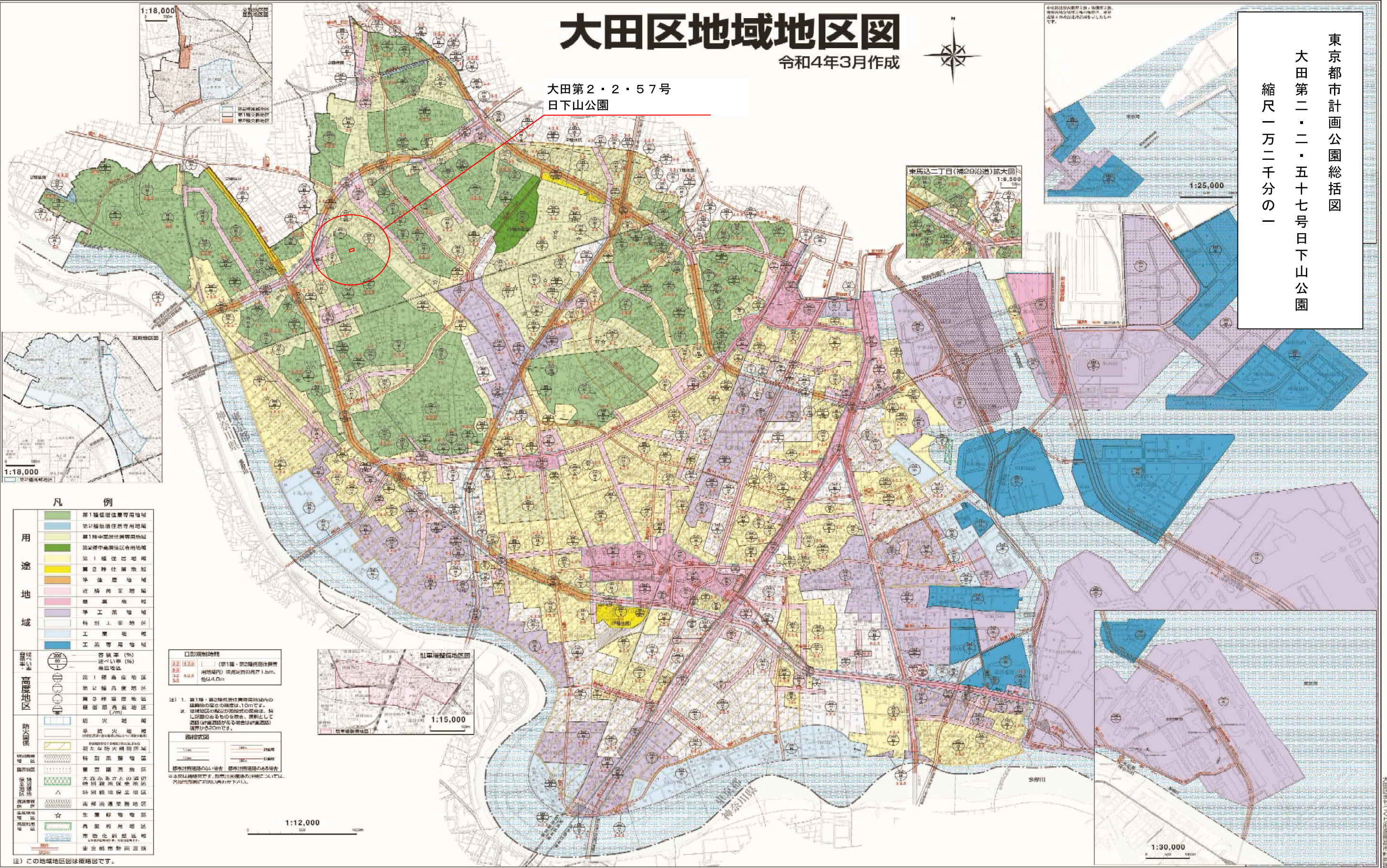
# 大田区地域地区図

令和4年3月作成

大田第2・2・57号  
日下山公園



東京都市計画公園総括図  
大田第二・二・五十七号日下山公園  
縮尺一万二千分の一



**凡 例**

用途地域		第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中層住居専用地域
		第2種中層住居専用地域
		第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域
		近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
用途制限		容積率(%) 1.5
		容積率(%) 2.0
		容積率(%) 3.0
		容積率(%) 4.0
防火防犯		防火地域
		準防火地域
		防火防犯特別地区
		特別防犯地区
		東京臨海地区
		大田ふるさと地区
		特別防災地区
		特別防災地区
		南都心商業地区
		生業移住地区
	西武利用地区	
	南武北武商業地区	
	東京都市計画道路	

**形状規制**

1. 第1種・第2種住居専用地域内の  
建築物の高さは、10m以下とする。  
2. 建築物の高さは、原則として  
道路(計画道路がある場合は計画道路)の  
境界から20mとする。

**道路式区**

計画道路の中心線  
計画道路の境界線  
計画道路の幅員  
計画道路の境界線

※本図は縮尺図であり、実際の計画道路の中心線は、  
各自治体のウェブサイト等で確認してください。



注) この地域地区図は概略図です。





## 第四号議案

東京都市計画公園大田第2・2・57号日下山公園の変更 (大田区決定) について		【説明資料】
1 趣旨及び経緯	<p>東京都における都市計画公園について、都、特別区、市及び町が連携して「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」を策定することで、計画的・効果的な施策展開を図っている。</p> <p>一方で、大田区における公園・緑地の計画として、基本構想と連携する「新おおた重点プログラム（令和5年2月更新）」では、「水と緑を大切に、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します」を個別目標に掲げ、身近な場所で水やみどりに触れ合える、潤いとやすらぎのあるまちづくりを推進するとしている。</p> <p>また、都市づくりの基本方針である「大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月改定）」では、公園の役割として、区民のレクリエーション、健康増進、子育て支援及び生物多様性の確保など、水と緑のネットワークづくりを担うとしている。</p> <p>さらに、公園・緑地などみどりに関連する分野別計画である「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた（令和5年3月改定）」では、目指す将来像の実現に向け、4つの方針を定め、特に公園・緑地の配置方針として、区民が健康的で文化的な生活をするうえで必要となる機能を有し、面積が300㎡以上で接道していること、面的に連続していることなどの一定条件を満たすことができる公園・緑地は、都市計画事業に位置付け、整備を推進するとしている。</p> <p>本計画地は、面積約0.06ヘクタールの既に開園している街区公園とその隣接地である。当該地域は東京都震災対策条例における避難場所の避難有効面積が2㎡/人を下回る地域であり、震災対策時にオープンスペースが必要な地域である。そのうえ、急傾斜地及びその近傍で、がけ崩れによる土砂流出等の緩衝地となる区域、東京都豪雨対策基本方針に基づく対策強化流域となっている。既開園地と隣接地を都市計画公園とすることで、まとまりのあるオープンスペース(多目的広場等)を確保でき、防災機能を高めることができる。</p> <p>さらに当該地域は、緑被率が区全体平均より低い</p>	<p>○都市計画の経緯</p> <p>令和5年7月 原案の作成</p> <p>令和5年8月 案の決定</p>

## 第四号議案

	<p>うえ公園不足地域であり、環境保全・レクリエーション面からも公園として整備する必要性の高い地域である。</p> <p>以上のような大田区の定める諸計画や当該地の立地状況を踏まえ、当事業を都市計画公園事業に位置付け、公園としての永続性を担保し計画的に整備を進めていくものである。</p> <p>なお、本案件は都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ている。</p> <p>位 置：大田区南雪谷三丁地内 面 積：約0.11ha 名 称：東京都市計画公園大田第2・2・57号日下山公園</p> <p>住民説明会を開催した。 対象公園：かにくぼ公園、日下山公園 開催日：令和5年8月8日 会場：大田区立雪谷小学校 参加者数：18人 意見回答：9件（都市計画変更に対する意見は0件）</p> <p>日 時：令和5年10月23日から11月6日まで 場 所：大田区まちづくり推進部都市計画課 意見回答：0件</p> <p>令和5年12月 都市計画審議会 令和5年12月 都市計画変更 令和6年4月 事業認可予定</p>	<p>○令和5年9月15日付 5都市政緑第353号</p> <p>○用途地域等について ※第1種低層住居専用地域 建ぺい率 50% 容積率 100%</p>
2 都市計画の内容		
3 説明会の概要		
4 公告・縦覧		
5 今後の予定		

## 第四号議案

### 都市計画の策定の経緯の概要書

#### 東京都市計画公園第2・2・57号日下山公園の変更

事項	時期	備考
都市計画原案の公告・縦覧	年 月 日から 年 月 日まで	なし
公 聴 会	年 月 日	なし
説 明 会	令和5年8月8日	1回開催
都市計画案の公告・縦覧	令和5年10月23日から 令和5年11月6日まで	
区都市計画審議会	令和5年12月12日	予定
決 定 告 示	令和5年12月 日	予定



## 東京都市計画土地区画整理事業の変更

都市計画羽田空港跡地地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		羽田空港跡地地区土地区画整理事業				
面 積		約 16.5ha				
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		区画街路	都市計画道路区画街路大田区画街路第4号線	19m	約530m	新設
		区画街路	都市計画道路区画街路大田区画街路第5号線	19m	約380m	新設
		区画街路	都市計画道路区画街路大田区画街路第6号線	19m	約350m	新設
	現環状八号線と旧環状八号線を接続させる地域内道路（多摩川沿い道路及び海老取川沿い道路）を配置する。 また、本区域中央部の東西方向の位置に天空橋駅へのアクセス機能向上を図る地域内道路（駅前道路）を配置する。 なお、交通結節機能向上と都市の広場機能創出を目的に、駅前道路沿いに交通広場を配置する。					
	公園及び緑地	地区の南側に公園（約3.3ha）を配置する。				
宅地の整備方針		本区域の整備にあたっては、世界と地域をつなぐ「新産業創造・発信拠点」の形成を目指す。				

「施行区域は、計画図表示のとおり」

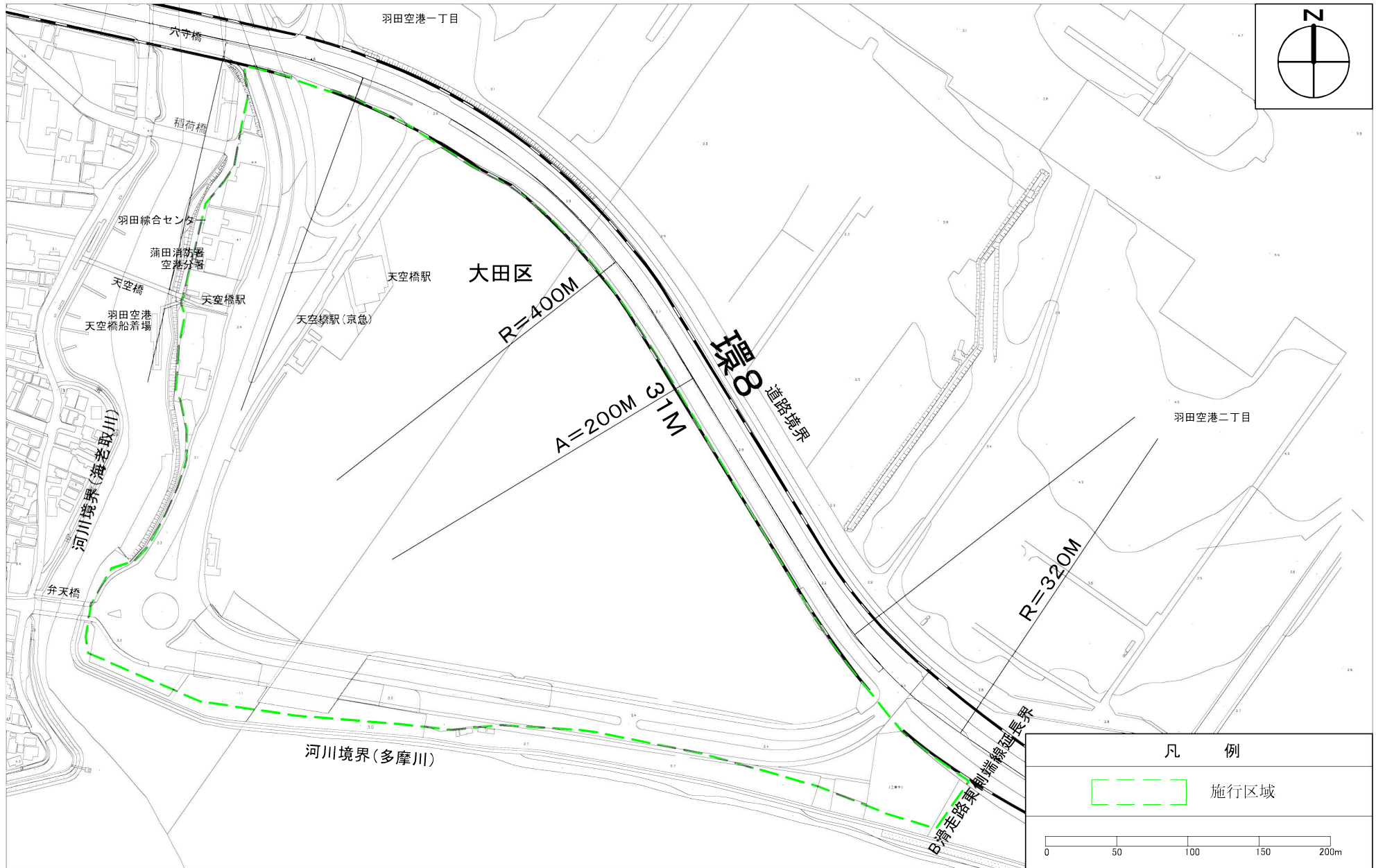
理由：東京都市計画公園第4・3・124号羽田空港公園の都市計画変更に伴い土地区画整理事業の公共施設の配置における公園及び緑地の変更を行う。







東京都市計画土地区画整理事業 羽田空港跡地地区土地区画整理事業 計画図1(施行区域図)  
縮尺 二千五百分の一



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MNT利許第04-K111-3号)

東京都計画土地区画整理事業 羽田空港跡地地区土地区画整理事業 計画図2(公共施設の配置図)  
縮尺 二千五百分の一



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第04-K111-3号)  
(承認番号) 4都市基街都第44号、令和4年5月9日

羽田空港跡地第1ゾーンにおける都市計画変更(大田区決定)について  
(東京都市計画土地地区画整理事業羽田空港跡地地区土地地区画整理事業)

説明資料

<p>1 趣旨及び経緯</p>	<p>羽田空港に隣接する立地を生かし航空ネットワークの活用による医療等先端事業と中小企業とのビジネスマッチング、クールジャパン情報発信等の官民連携施設を整備することを目的に、羽田空港跡地地区は東京都市計画土地地区画整理事業により必要な都市基盤施設を整備するために平成28年2月に都市計画決定された。地区内の羽田空港公園は「羽田空港跡地第1ゾーン整備方針(平成27年7月)」において跡地全体の「憩い」と「にぎわい」づくりの中核的な役割を担い、災害時には避難場所としての機能を有する拠点として、面積2.0haの都市計画公園として、東京都市計画土地地区画整理事業と同時に平成28年2月に都市計画決定された。</p> <p>「羽田空港跡地まちづくり推進計画(平成22年10月策定)」における多目的広場は、公園北側の土地における文化・産業施設を含みながら多目的な利用に供する場と位置付けられていた。しかし、第一期事業(HICity)で土地を合理的に利用した施設整備がなされた結果、この公園北側の土地に文化・産業施設を整備せずとも多目的広場の活用に係るものを除く事業目的は満たされた。</p> <p>「大田区都市計画マスタープラン(令和4年3月策定)」及び「大田区空港臨海部グランドビジョン2040(令和4年3月策定)」においては、本公園及びその周辺地域を対象として、にぎわい創出のための機能強化及び地域の防災性向上並びに大規模災害や感染症発生時にも活用できるオープンスペース(公園)整備など防災拠点機能強化を行うとしている。</p> <p>これらの計画等を踏まえ、羽田空港公園の面積2.0haに隣接する北側空間を拡張して羽田空港跡地地区におけるにぎわい創出機能の強化を図るとともに、みどりのネットワークにおける拠点公園として周辺施設や他公園と連携し、公園や緑地などの活用によるにぎわいの創出をより効果的・効率的なものとするため、かつ、跡地や地域の防災機能を強化するため、宅地整備の方針としていた羽田空港公園の北側に隣接する約1.3haの区域を羽田空港公園として拡張する都市計画変更を行うものである。</p>	<p>○都市計画変更案の東京都知事同意協議 令和4年8月17日付け4都市整区第372号</p>
<p>2 位 置</p>	<p>本計画地は、大田区南東部の羽田空港内に位置している。北東側は都市計画道路環状8号線、西側は海老取川、南側は多摩川に囲ま</p>	<p>○用途地域等について</p>



3 都市計画の内容	<p>れた、いわゆる羽田空港跡地第1ゾーンである。</p> <p>本計画地周辺の土地利用状況については、北東側は空港滑走路、西側の海老取川対岸は戸建て住宅が立地した既成市街地となっている。</p> <p>土地区画整理事業の公共施設の配置における羽田空港公園の変更</p>	<p>準工業地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 準防火地域</p>
4 説明会の概要	<p>令和4年8月3日(水)に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い開催を中止した。中止に伴い、都市計画変更素案について、説明動画や概要資料を区ホームページにて公開し、広く周知を図った。</p>	
5 公告・縦覧	<p>日時：令和4年9月15日(木)～令和4年9月29日(木)</p> <p>場所：大田区空港まちづくり本部空港まちづくり課</p> <p>意見書：0件</p>	

都市計画の策定の経緯の概要書

東京都市計画土地地区画整理事業 羽田空港跡地地区土地地区画整理事業の変更

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和4年8月3日	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、説明会を中止とした。そのため、説明動画を作成し、区ホームページに掲載することで周知した。
都市計画案の公告・縦覧	令和4年9月15日から 令和4年9月29日まで	
区都市計画審議会	令和5年12月12日	予定
決 定 告 示	令和5年12月 日	予定



## 東京都市計画公園の変更（大田区決定）

東京都市計画公園中第3・3・124号羽田空港公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
地区公園	第4・3・124号	羽田空港公園	大田区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目各地内	約 3.3ha	園路及び広場、休養施設、管理施設、修景施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由：都市計画公園の周辺まちづくりが進展し、みどりのネットワークにおける拠点公園として周辺施設や他公園と連携し、当該地域全体の魅力・ポテンシャルを効果的に向上させ広域的な利用を推進するため、上記のとおり都市計画公園を変更する。

新旧対照表

新旧	種別	名称		位置	面積	摘要
		番号	公園名			
新	地区公園	第4・3・124号	羽田空港公園	大田区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目各地内	約 3.3ha	種別、名称 位置、区域 及び面積の 変更
旧	近隣公園	第3・3・124号		大田区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目各地内	約 2.0ha	

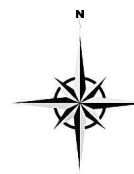
変更概要

名称	変更事項
第4・3・124号羽田空港公園	1 種別の変更 近隣公園 → 地区公園
	2 名称の変更 第3・3・124号羽田空港公園→第4・3・124号羽田空港公園
	3 位置の変更 大田区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目各地内 → 大田区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目各地内
	4 区域の変更 計画図表示のとおり
	5 面積の変更 約 2.0ha → 約 3.3ha

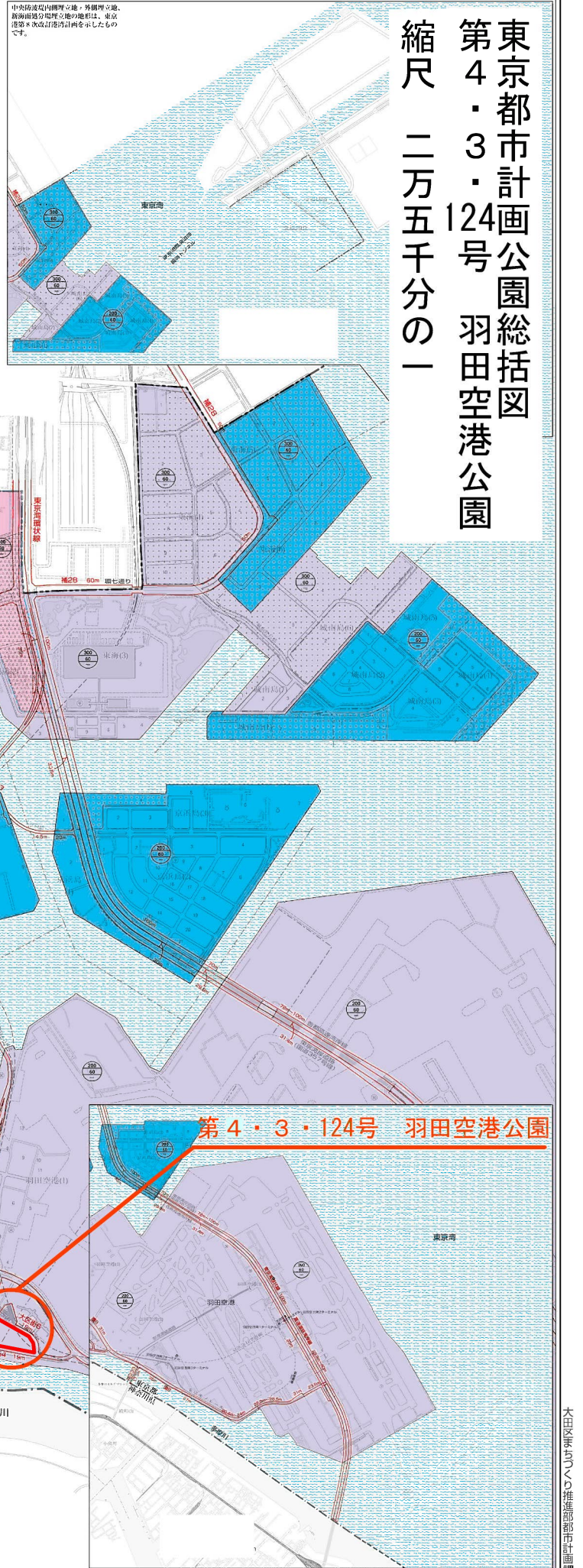
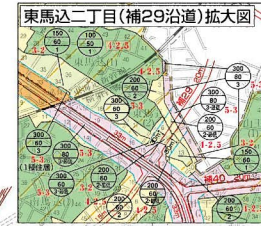
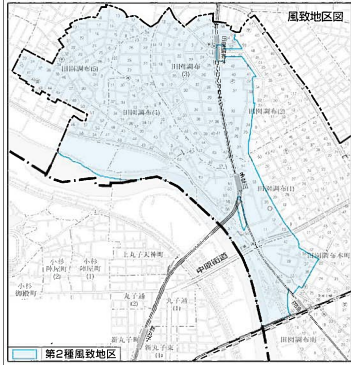
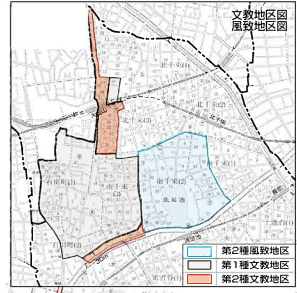
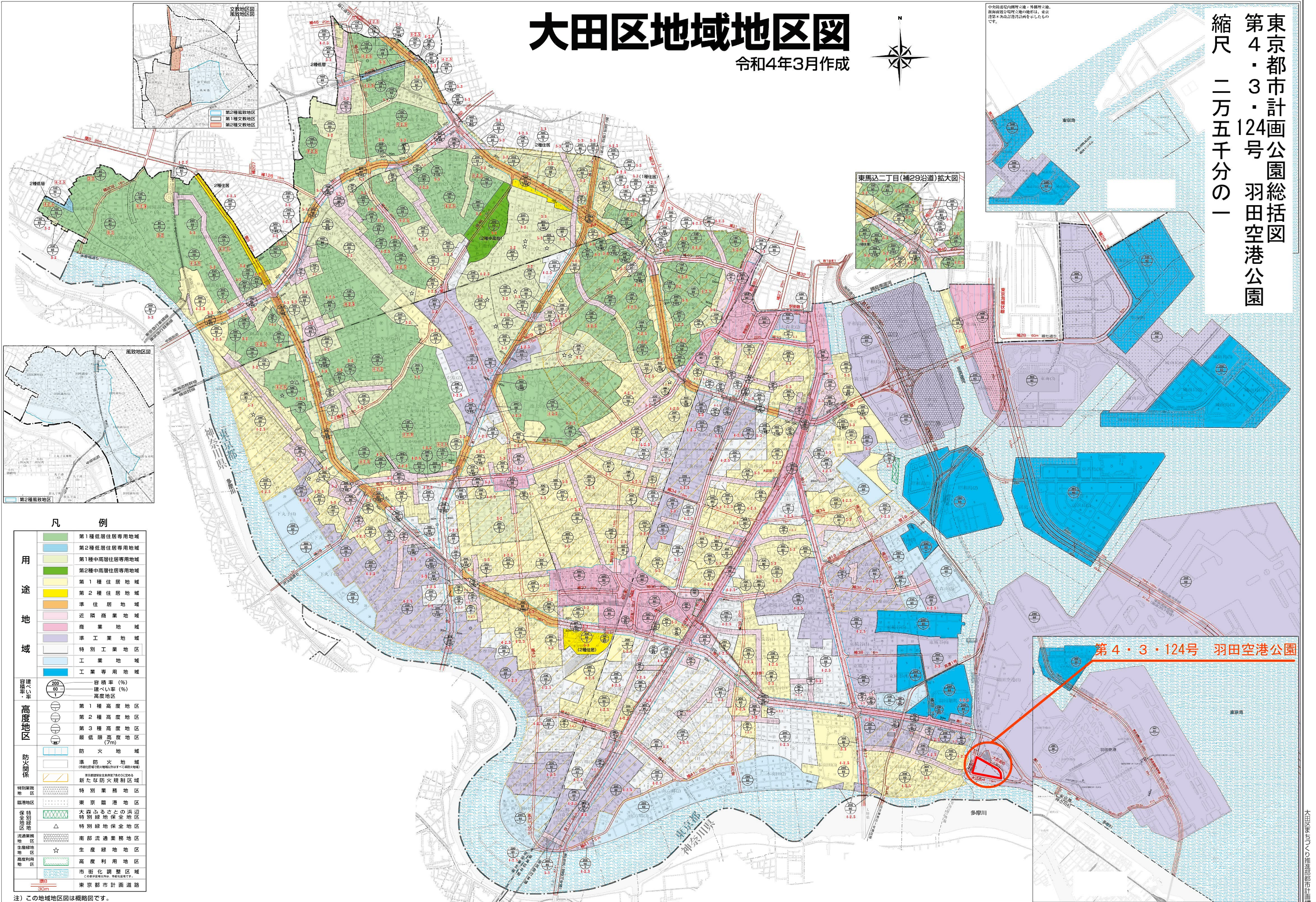


# 大田区地域地区図

令和4年3月作成



中央防風林内開闢・外開闢・外開闢  
 防風林内開闢・外開闢・外開闢  
 防風林内開闢・外開闢・外開闢



東京都市計画公園総括図  
 第4・3・124号 羽田空港公園  
 縮尺 二万五千分の一

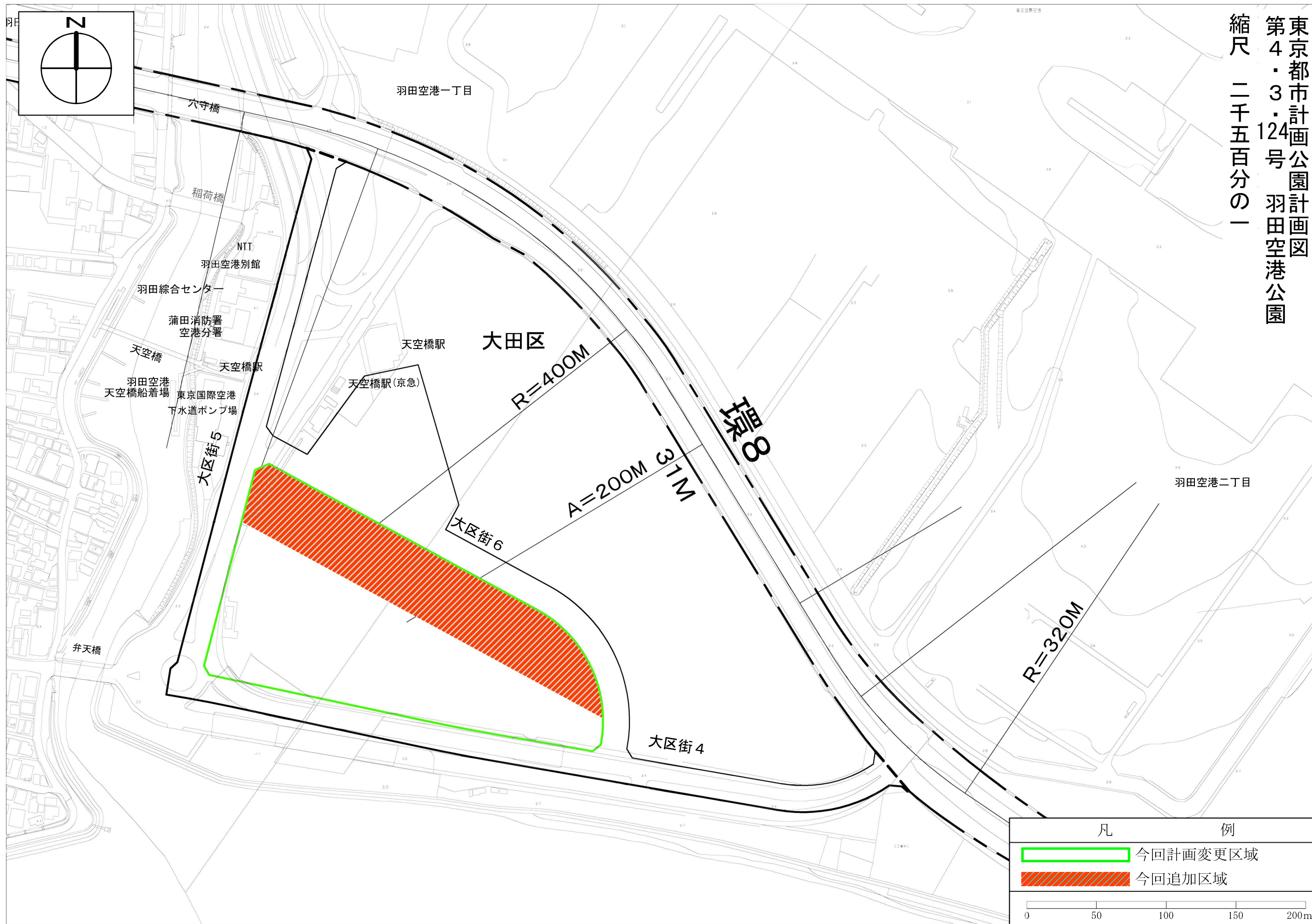
凡例

用途地域		第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
		第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域
		近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
容積率・建ぺい率		容積率(%)
		建ぺい率(%)
		高度地区
高度地区		第1種高度地区
		第2種高度地区
		第3種高度地区
		最低限高度地区(7m)
防火関係		防火地域
		準防火地域
		新たな防火規制区域
特別業務地区		特別業務地区
		東京臨港地区
保緑地区		大森ふるさとの浜辺特別緑地保全地区
		特別緑地保全地区
流通業務地区		南部流通業務地区
		生産緑地地区
高度利用地区		高度利用地区
		市街化調整区域
東京都市計画道路		

注) この地域地区図は概略図です。



東京都都市計画公園計画図  
 第4・3・124号 羽田空港公園  
 縮尺 二千五百分の一



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)MMT利許第04-K111-2号、(承認番号)4都市基街都第44号 令和4年5月9日

羽田空港跡地第1ゾーンにおける都市計画変更(大田区決定)について  
 (東京都市計画公園 第4・3・124号 羽田空港公園)

説明資料

1 趣旨及び経緯

「羽田空港跡地第1ゾーン整備方針(平成27年7月)」において羽田空港跡地(以下、「跡地」という)全体の魅力向上を目指すために「憩い」と「にぎわい」づくりの中核的な役割を担い、災害時には近隣地域の避難場所としての機能を有する拠点として、羽田空港公園は面積2.0ヘクタールで平成28年2月に近隣公園として都市計画決定された。

「大田区都市計画マスタープラン(令和4年3月策定)」及び「大田区空港臨海部グランドビジョン2040(令和4年3月策定)」において、空港臨海部に位置する本公園は、にぎわい創出のための機能強化や防災機能強化のため、大規模災害や感染症発生時等にも活用できるオープンスペース(公園)整備等を行うとしている。

また、「グリーンプランおおた(平成28年3月策定)」においては、羽田空港の跡地利用や臨海部の開発などの機会をとらえた、区のみどりの魅力を高めていく新たな取り組みを進めるとしている。

さらに、本公園を含め周辺地域は東京都震災対策条例において羽田・糎谷地域の避難場所にも指定されており、防災機能の強化は喫緊の課題である。

現在、新産業創造・発信拠点であるHICityの開業や多摩川スカイブリッジの供用開始、隣接する跡地第2ゾーンの多摩川親水緑地拡張の都市計画変更決定など、跡地を中心とした周辺のまちづくりが進展している。

これらの計画等を踏まえ、本公園におけるにぎわい創出機能、跡地や地域の防災機能の強化を図るとともに、みどりのネットワークにおける拠点公園として周辺施設や他公園と連携し、当該地域全体の魅力・ポテンシャルを効果的に向上させ広域的な利用を推進するため、本公園の北側に隣接する約1.3ヘクタールの区域について、羽田空港公園の区域を拡張し種別の変更をする都市計画変更を行うものである。

○都市計画変更案の東京都知事同意協議  
 令和4年9月2日付け4都市政緑第295号



2 位 置	<p>本計画地は、大田区南東部の羽田空港内に位置している。北東側は都市計画道路環状 8 号線、西側は海老取川、南側は多摩川に囲まれた、いわゆる羽田空港跡地第 1 ゾーンである。</p> <p>本計画地周辺の土地利用状況については、北東側は空港滑走路、西側の海老取川対岸は戸建て住宅が立地した既成市街地となっている。</p>	<p>○用途地域等について</p> <p>準工業地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 準防火地域</p>
3 都市計画の内容	<p>位置：大田区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目各地内</p> <p>面積：約 2.0ha → 約 3.3ha</p> <p>名称：東京都市計画公園第 3・3・124 号羽田空港公園 →東京都市計画公園第 4・3・124 号羽田空港公園</p> <p>種別：近隣公園 → 地区公園</p>	
4 説明会の概要	<p>令和 4 年 8 月 3 日（水）に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い開催を中止した。中止に伴い、都市計画変更素案について、説明動画や概要資料を区ホームページにて公開し、広く周知を図った。</p>	
5 公告・縦覧	<p>日時：令和 4 年 9 月 15 日（木）～令和 4 年 9 月 29 日（木）</p> <p>場所：大田区空港まちづくり本部空港まちづくり課</p> <p>意見書：0 件</p>	

都市計画の策定の経緯の概要書

東京都市計画公園第4・3・124号羽田空港公園変更

事 項	時 期	備 考
都市計画原案の公告・縦覧	年 月 日から 年 月 日まで	なし
公 聴 会	年 月 日	なし
説 明 会	令和4年8月3日	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、説明会を中止とした。そのため、説明動画を作成し、区ホームページに掲載することで周知した。
都市計画案の公告・縦覧	令和4年9月15日から 令和4年9月29日まで	
区都市計画審議会	令和5年12月12日	予定
決 定 告 示	令和5年12月 日	予定



# 令和島一丁目、令和島二丁目都市計画変更（案）について

大田区

## 1 位置



《位置》  
大田区令和島一丁目  
及び令和島二丁目各地内  
《面積》  
約 103 ha

## 2 背景

本地区は、東京港第6次改訂港湾計画（平成9年1月）において、埠頭用地及び港湾関連用地として位置付けられたものであり、最新の東京港第9次改訂港湾計画（令和5年9月）においても同様の土地利用計画とされています。

また、本地区は「大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月）」において、空港臨海部地域の都市づくり方針として港湾・先端テクノロジー実装エリアに位置付けられています。

本地区では、昭和58年度から公有水面埋立事業に基づく埋立造成が実施され、平成17年4月にしゅん功認可の告示がされ、令和元年10月には帰属が決定し、令和2年6月に「令和島」が誕生しました。

なお、東京都の《都市計画区域マスタープラン》<sup>※1</sup>において、「埋立事業の竣工に関する認可と事業などの進捗状況を踏まえて、適切な時期に市街化区域に編入する」とされています。

## 3 目的

都市的土地利用に対応するとともに諸機能が調和よく導入された総合的な港湾空間の形成を図るため、土地利用上の観点から検討した結果、都市計画の変更等をするものです。

## 4 変更概要

現状

区域区分	用途地域（容積率/建ぺい率）	防火・準防火地域	臨港地区	公共下水道	日影規制
市街化調整区域	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし



変更後（案）

区域区分	用途地域（容積率/建ぺい率）	防火・準防火地域	臨港地区	公共下水道	日影規制
市街化区域	準工業地域（200%/60%）	準防火地域	商港区	下水道計画区域	指定なし

### 区域区分等について

区域区分とは（東京都決定）

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街地として計画的に整備する区域（市街化区域）と当分の間市街地化を抑制する区域（市街化調整区域）とに区分するものです。

用途地域とは（東京都決定）

建築物の用途や建ぺい率、容積率などを規制するものです。なお、準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域です。

防火地域又は準防火地域とは（大田区決定）

市街地における火災の危険を防除するため定めるもので、建築物を燃えにくい構造とするよう規制するものです。

臨港地区とは（東京都決定）

港湾の管理運営を円滑に行うために指定する地区であり、そのために取扱う貨物に応じて目的別に商港区等の分区を定め、各分区に応じて構造物を規制するものです。

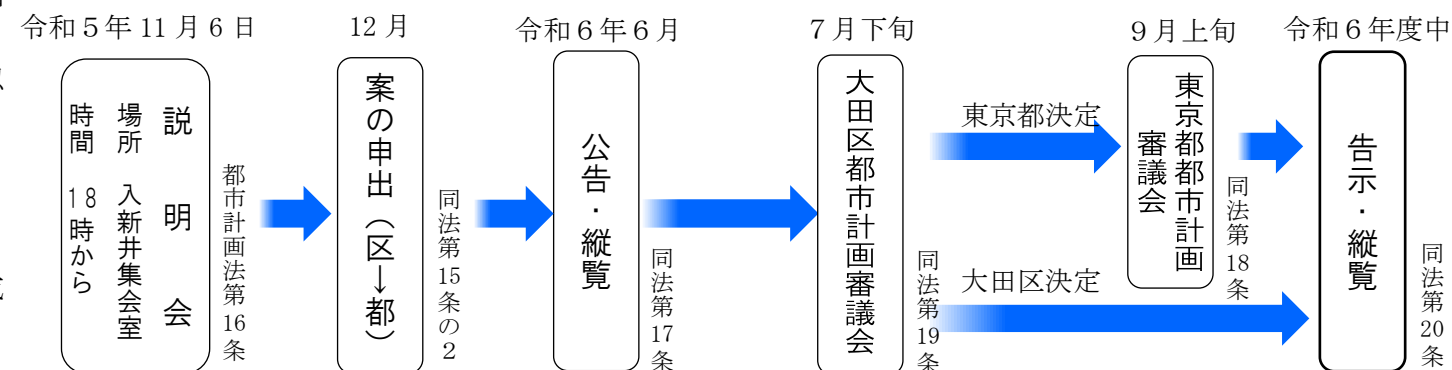
公共下水道とは（東京都決定）

機能的な都市活動の確保及び都市環境を形成及び保持するよう排水区域等を定めるものです。区部全域にわたり定められています。

日影規制とは（東京都決定（東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例））

住宅地等における日照を確保するため、中高層建築物が周囲に落とす日影の時間を規制する基準を定めたものです。

## 5 今後のスケジュール（予定）



※1 東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）

まちづくり環境委員会
令和6年1月15日
まちづくり推進部 資料35番
所管 建築審査課

## 危険な状態で放置されている構造物の対応について（第2報）

令和5年11月15日開催のまちづくり環境委員会で報告した大田区池上二丁目に存していた所有者が確知できず管理不全状態の土地に放置された構造物について、所有権移転が行われていたことが判明し、区の働きかけもあり、代執行によらず新たな所有者自らにより災害等防止措置が行われたため、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 対象となる土地

- (1) 所在 大田区池上二丁目
- (2) 地番 191番7
- (3) 地目 宅地
- (4) 地積 36.44 m<sup>2</sup>

#### 2 新たな所有者への所有権移転の経緯

- 令和5年8月16日 家庭裁判所が相続財産清算人を選任  
(申立人：東京都大田都税事務所長)
- 令和5年9月8日 相続債権者受遺者への請求申出の催告
- 令和5年11月9日 所有権移転
- 令和5年11月20日 所有者より区に情報提供  
区は速やかな災害等防止措置を依頼
- 令和5年12月1日より 所有者による構造物解体

#### 3 情報公開

大田区情報公開条例第9条第2項の規定に基づき、所有者等に係る情報の開示は行わない。



まちづくり環境委員会
令和6年1月15日
まちづくり推進部 資料36番
所管 建築審査課

## 地盤資料（ボーリング柱状図）の窓口閲覧・写しの交付について

### 1 概要

大田区が保有している地盤資料（ボーリング柱状図）については、現在、窓口での写しの交付は行っておらず、紙資料の閲覧および貸し出しを行っているが、手続等が煩雑な状況である。

都市計画情報や建築計画概要書等と同様に、まちづくり情報閲覧コーナーで閲覧・写しの交付が可能となるよう、システムに地盤資料を追加することで、情報の一元化による区民サービスの向上と窓口業務の効率化を図る。

### 2 手数料

地盤資料の写しについては、手数料条例第2条第1項第12号に定める「図面の写しの交付」として、同条例第3条第1項第2号に定める300円／件を徴収する。

### 3 今後の予定

令和6年2月下旬より運用開始。

## 下丸子まちづくり座談会の実施結果について

下丸子駅周辺地区の今後のまちづくりを考えるきっかけづくりとして開催した、まちづくりに関する様々な分野で活動する方々による座談会について報告する。

## 1 日時・場所

令和5年12月16日(土) 13時～15時30分  
矢口西小学校体育館(大田区下丸子1-7-1)

## 2 参加者数

73名

## 3 当日のプログラム及び出演者

## (1) 第1部 地域の担い手とともに、まちづくりを考える

地域とともに世代を超えて、様々な人が集う拠点づくりについて

発表者	所属	内容
すずき みお 鈴木 美央 氏	0+Architecture 主催	公共空間活用のコンサルティングについて、他自治体の事例(狭山市等)を紹介
アリソン りえ 氏	一級建築士事務所 ara 主宰	豊島区東長崎のカフェ マイア マイア (MIA MIA)の運営について紹介
おの ひろゆき 小野 裕之 氏	(株)散歩社代表取締役	小田急線地下化に伴う下北沢駅線路跡の共有スペース(ポーナストラック)の運営について紹介
かない えみ 金井 絵美 氏	hatome 運営	下丸子のカフェ、コワーキングスペース等(hatome)の運営について紹介

## (2) 第2部 これまでのまちづくりを振り返る

ア 「おおたクリエイティブタウンセンター」の活動を通じたまちづくりの取組について



発表者	所属	内容
のほら たく 野原 卓 氏	(一社) おおたクリエイティブ タウンセンター (センター長)	区内のモノづくりイベン ト (おおたオープンファ クトリー) 等の活動につ いて紹介

イ 「下丸子駅周辺地区まちづくり構想」について報告 (区)

(3) 第3部 下丸子のまちづくりを考える

出演者とのトークを交え、ハード・ソフトの両面から、下丸子が楽しいま  
ちになるためのアイデアを発掘

4 概要

12月としては暖かい陽気の中、天候にも恵まれ、長時間のプログラムにも関  
わらず、多くの方にご参加いただいた。

参加者からは、「ゲストの方々が経験の中で培ってきたまちづくりへの思いは  
とても興味深かった」「他地域での事例紹介が参考になった」「下丸子の発展を考  
えている方が沢山いる事をとても嬉しく思った」ほか、「周りに知られていな  
い。もっとたくさんの人に関心を持ってもらえるよう頑張してほしい」など、今  
後の取組に向け、参考となる感想が寄せられた。

5 当日の様子



まちづくり環境委員会 令和6年1月15日
都市基盤整備部 資料23番
所管 都市基盤管理課

## 多摩川緊急治水対策プロジェクト（河道掘削）について

現在、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が六郷地区で実施されている『多摩川緊急治水対策プロジェクト（河道掘削）』は、令和元年台風19号被害を契機に、河床に堆積した土砂を掘削することにより、洪水時の河川水位の低下を目的とした工事である。

### 1 多摩川緑地野球場の休止について 【資料1】参照

休止理由 土地の所有者である国土交通省より河道掘削工事に伴い、土砂の曝気及び改良、ヨシ根茎分別の作業ヤードとして使用したいと申し出があった。

休止面数 4面（全面16面のうち3,4,8,9号面）

休止期間 令和6年8月下旬以降から令和8年度末まで（予定）

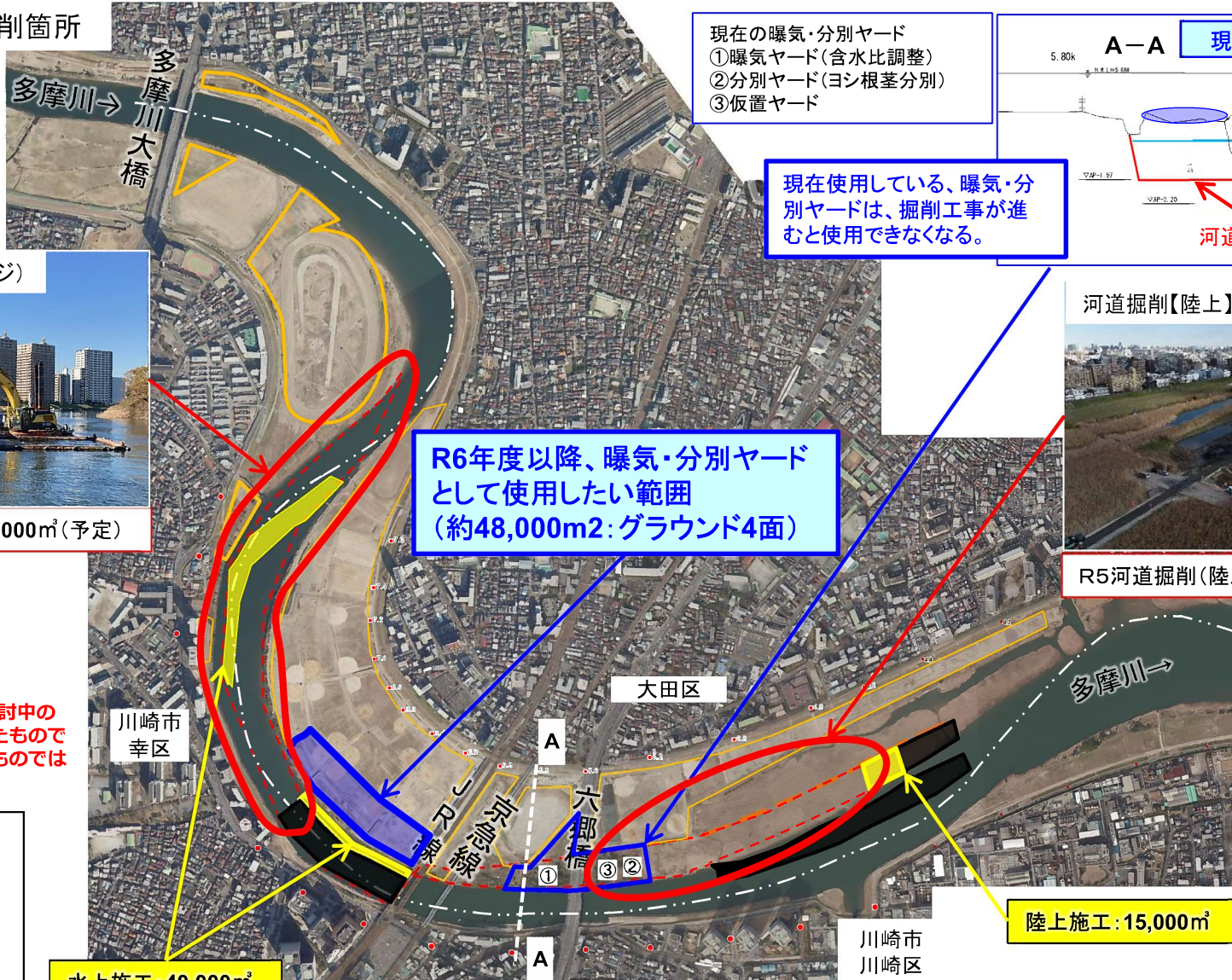
### 2 多摩川緊急治水プロジェクト令和6年1月公表資料について 【資料2】参照



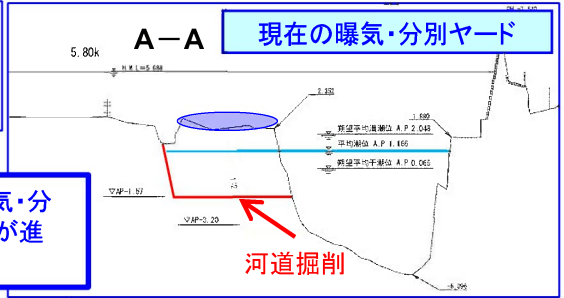
# 下流部河道掘削の整備状況について

- 令和5年度施工中、令和6年度以降も引き続き河道掘削実施予定であり、掘削土砂有効活用のために必要な曝気・分別ヤードが不足する見込み。
- 区の占用地(グラウンド4面)を使用したい。使用期間は、令和6年度に開催予定の『花火の祭典』終了以降を想定。

## 【下流部】河道掘削箇所



現在の曝気・分別ヤード  
 ①曝気ヤード(含水比調整)  
 ②分別ヤード(ヨシ根基分別)  
 ③仮置ヤード



現在使用している、曝気・分別ヤードは、掘削工が進むと使用できなくなる。

### 河道掘削【水上】(イメージ)



R5河道掘削(水上): 80,000m<sup>3</sup>(予定)

### 河道掘削【陸上】(イメージ)



R5河道掘削(陸上): 25,000m<sup>3</sup>(予定)

R6年度以降、曝気・分別ヤードとして使用したい範囲 (約48,000m<sup>2</sup>:グラウンド4面)

※R6年度施工箇所は、検討中のため、概ねの範囲を示したものではありません。範囲全部を施工するものではありません。

河道掘削 凡例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	: R6年度施工
<span style="border: 1px dashed blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	: R6年度以降施工
<span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	: R5年度施工
<span style="background-color: black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	: 施工済
<span style="border: 1px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	: 占用地

水上施工: 40,000m<sup>3</sup>

陸上施工: 15,000m<sup>3</sup>

R1.10出水後: R2.2.8~9撮影

※本資料は、令和5年12月20日版であり、今後の検討等により、変更の可能性があります。

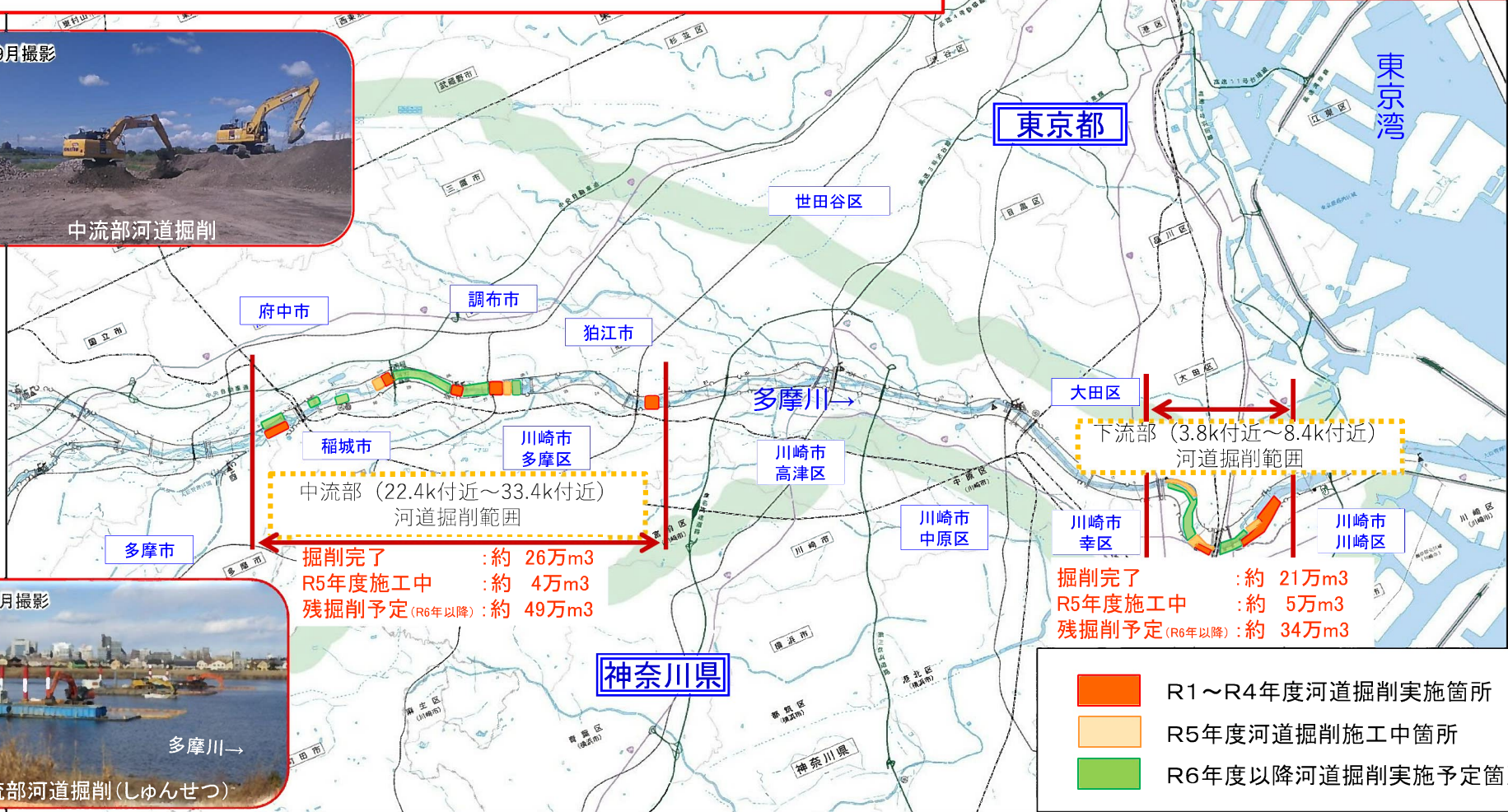
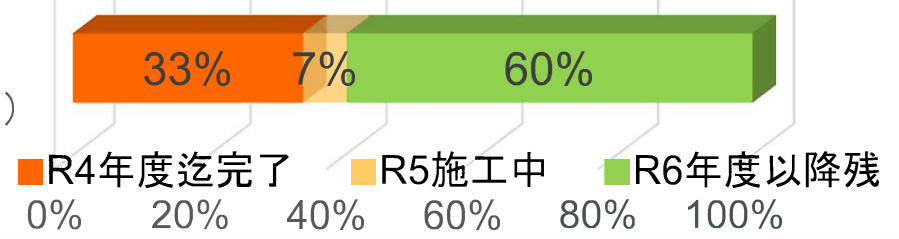


公表資料(案)

多摩川緊急治水対策プロジェクト<河道掘削>

【令和6年1月時点(予定)】

河道掘削  
(約139万m<sup>3</sup>)



掘削完了 : 約 26万m<sup>3</sup>  
R5年度施工中 : 約 4万m<sup>3</sup>  
残掘削予定(R6年以降) : 約 49万m<sup>3</sup>

掘削完了 : 約 21万m<sup>3</sup>  
R5年度施工中 : 約 5万m<sup>3</sup>  
残掘削予定(R6年以降) : 約 34万m<sup>3</sup>

- R1~R4年度河道掘削実施箇所
- R5年度河道掘削施工中箇所
- R6年度以降河道掘削実施予定箇所

※R6年1月時点の情報となります。現地の状況により今後変更となる場合がございます。



まちづくり環境委員会 令和6年 1月15日
都市基盤整備部 資料24番
所管 公園課

## 平和島公園及び平和の森公園に関するアンケート調査の結果について

### 1 目的

区民の憩いの場であり、都市部において水や緑と身近に触れ合える公園では、老朽化が進む公園施設の更新や、変化する社会情勢や多様化するニーズに対応した公園づくりが求められている。利用者のニーズに応える魅力ある公園づくりに向けた基礎的情報を収集することを目的として、本調査を実施した。

### 2 調査対象公園

平和島公園及び平和の森公園

### 3 実施方法

- ・インターネットによるアンケート調査
- ・インターネットを利用できない方向けに、公園事務所に紙ベースのアンケート票を用意

### 4 実施期間

令和5年8月21日（月）から令和5年9月20日（水）まで

### 5 周知方法

- ・大田区ホームページ、公式X(旧Twitter)、公式LINE等のSNS及びはねぴよん健康ポイントアプリによる広報
- ・平和島公園、平和の森公園内にポスターを掲示

### 6 回答結果

アンケートの回答数、両公園で1,882人（平和島公園：908人、平和の森公園：974人）からの回答があり、約96%が大田区在住で、回答者の男女比率は、女性が66%、男性が34%であった。

アンケート結果の詳細は別紙を参照。

平和島公園及び平和の森公園に関するアンケート調査結果 概要版

実施期間等

実施期間：令和5年8月21日（月）から令和5年9月20日（水）まで  
 実施方法：インターネット及び紙ベースでの調査  
 周知方法：大田区ホームページ、公式LINE、公式X（旧twitter）、はねぴょん健康アプリでの通知  
 各公園内にポスターを掲示

1. 利用頻度

問1：あなたの平和島・平和の森公園の利用頻度を教えてください。

平和島公園（年に数日以下 48.5%、利用したことがない 25.9%、月に1～2日 15.8%）  
 平和の森公園（年に数日以下 44.1%、利用したことがない 20.3%、月に1～2日 15.4%）

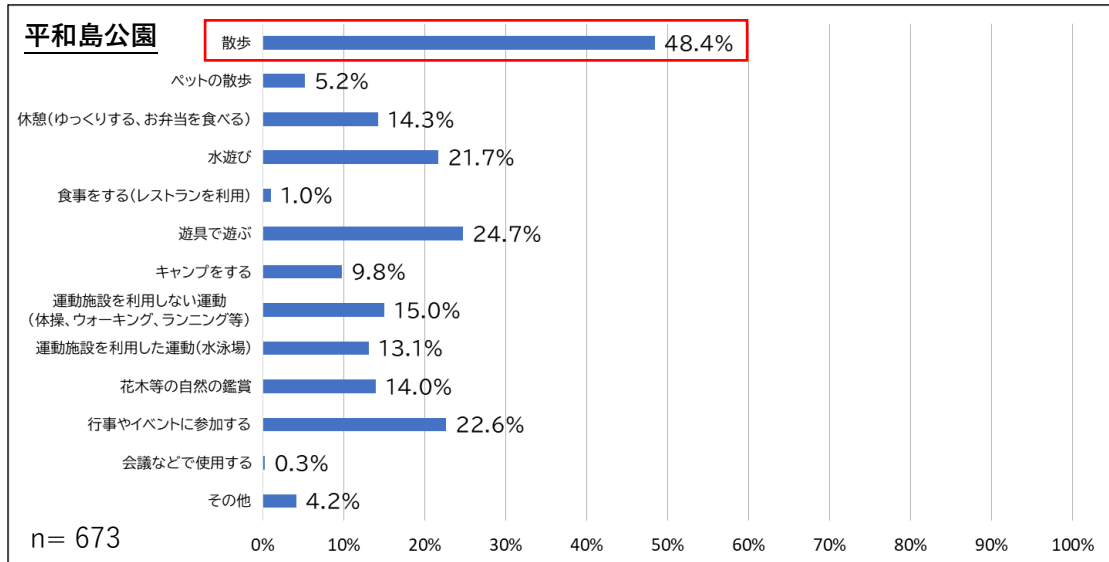
年に数日以下の利用が、約40～50%を占める。

問2：平和島・平和の森公園を利用する際の主な利用形態を教えてください

平和島公園（家族 61.6%、ひとり 23.2%、友人・知人 8.0%）  
 平和の森公園（家族 56.2%、ひとり 27.8%、友人・知人 7.6%）

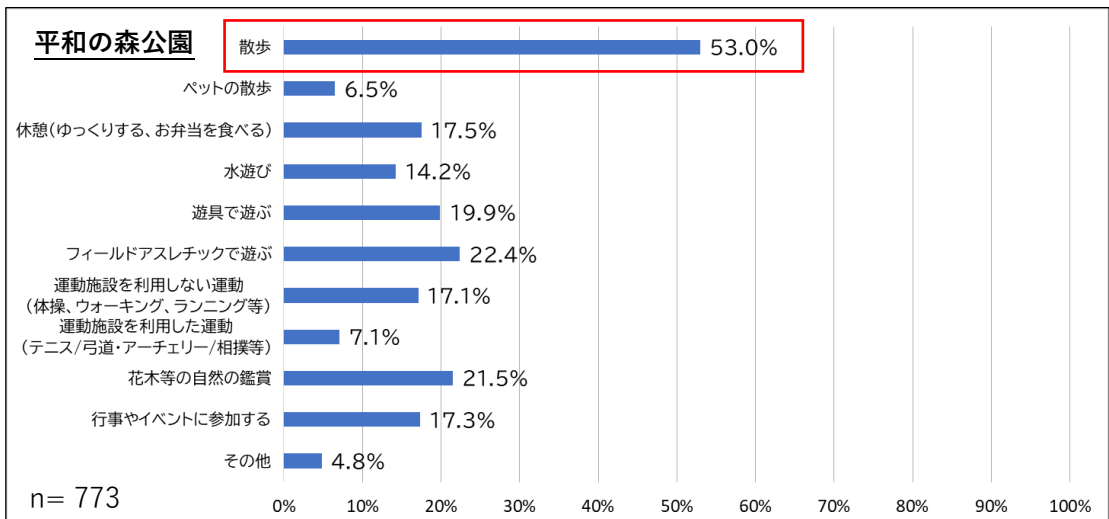
家族での利用が、約56～62%を占める。

問3：平和島・平和の森公園の主な利用目的を教えてください。（複数選択可）



「散歩」と回答した人が最も多く、48.4%

次いで、「遊具で遊ぶ」24.7%、「行事やイベントに参加する」22.6%、「水遊び」21.7%と続いている。



「散歩」と回答した人が最も多く、53.0%

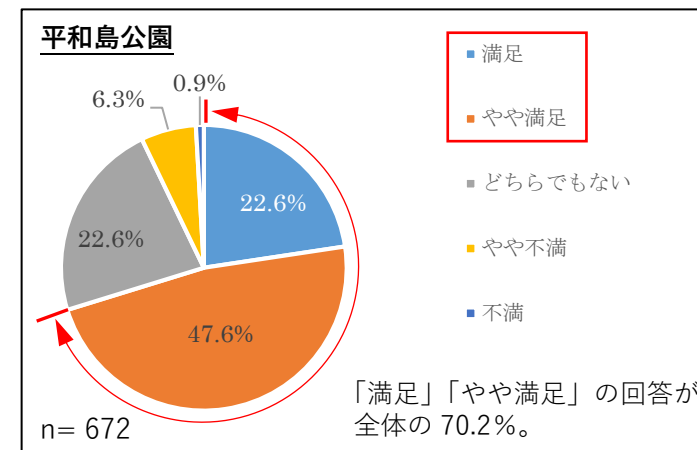
次いで、「フィールドアスレチックで遊ぶ」22.4%、「花木等の自然の鑑賞」21.5%、「遊具で遊ぶ」19.9%と続いている。

問4：平和島・平和の森公園に来園する際に利用した交通手段を教えてください。（複数選択可）

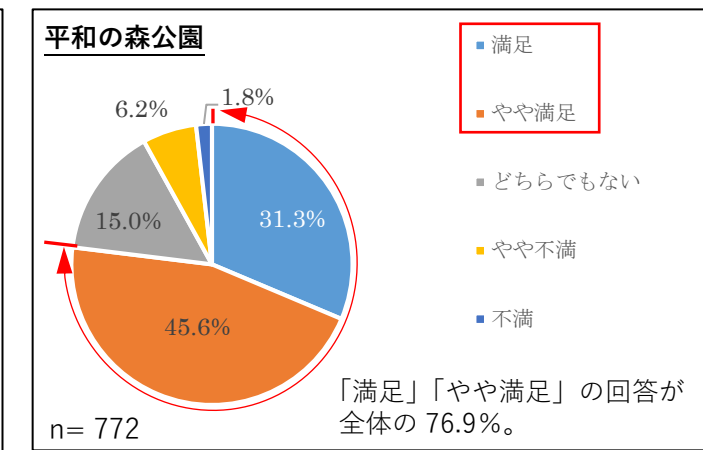
平和島公園（自転車 50.5%、徒歩 34.3%、車 25.7%、電車 16.0%）  
 平和の森公園（自転車 48.3%、徒歩 39.8%、車 19.9%、電車 15.9%）

両公園共に「自転車」が全体の約48～50%を占めている。

問5：平和島・平和の森公園を利用した際の満足度及びその理由を教えてください。



「満足」「やや満足」の回答が全体の70.2%。



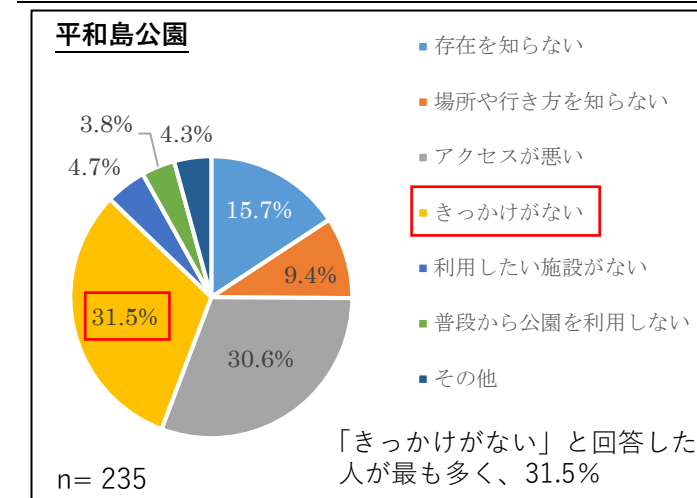
「満足」「やや満足」の回答が全体の76.9%。

満足度の理由（一部抜粋）

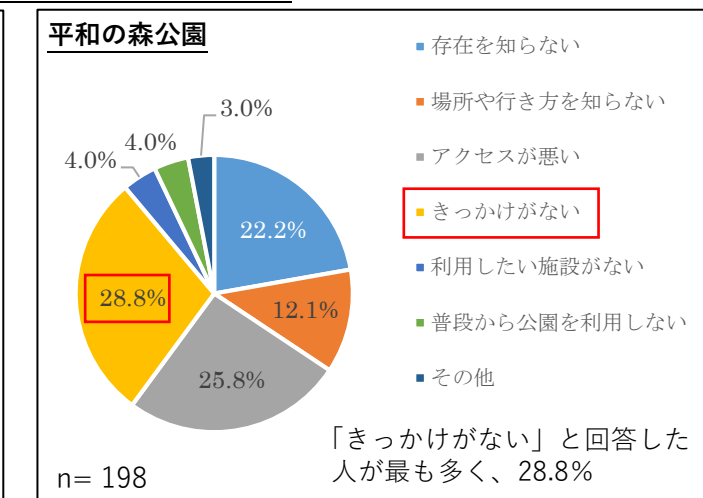
- 【平和島公園】
- ・キャンプができるから
  - ・子どもが楽しんでいたから
  - ・広々していて自然が多い
  - ・公園が綺麗
  - ・水遊びが充実している
  - ・交通の便がちょっと悪い
  - ・もう少しバリエーションが欲しい

- 【平和の森公園】
- ・自然が多く、開放的でリラックスできる
  - ・散歩コースが充実している
  - ・家族みんな楽しめた
  - ・アスレチックが充実していた
  - ・テニスコートがよい、緑が多く気持ちいい
  - ・ベンチがもっと欲しい 遊具がもっとほしい
  - ・駐車場が足りない

問6：平和島・平和の森公園を利用したことがない理由を教えてください。



「きっかけがない」と回答した人が最も多く、31.5%

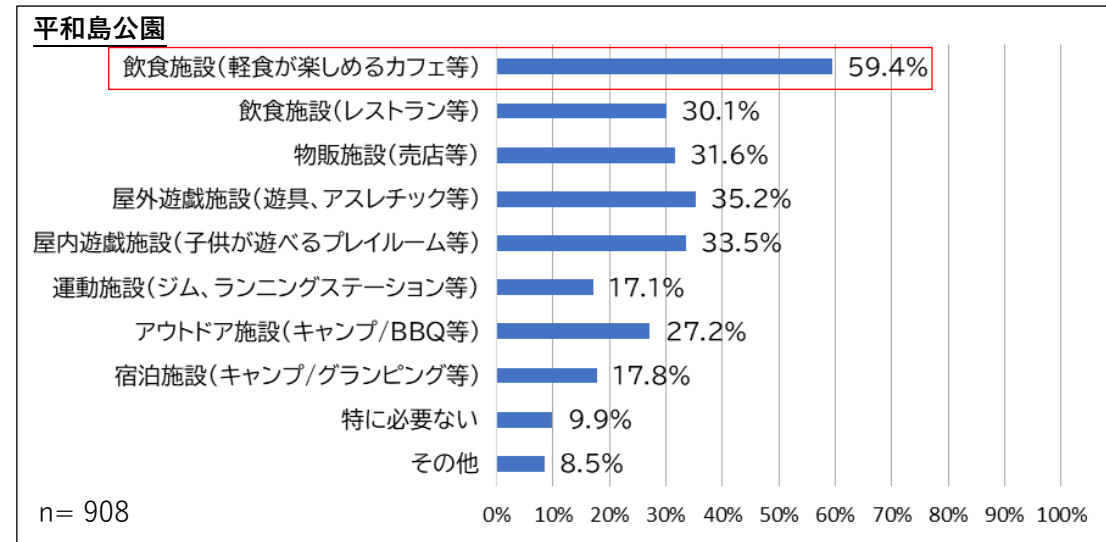


「きっかけがない」と回答した人が最も多く、28.8%



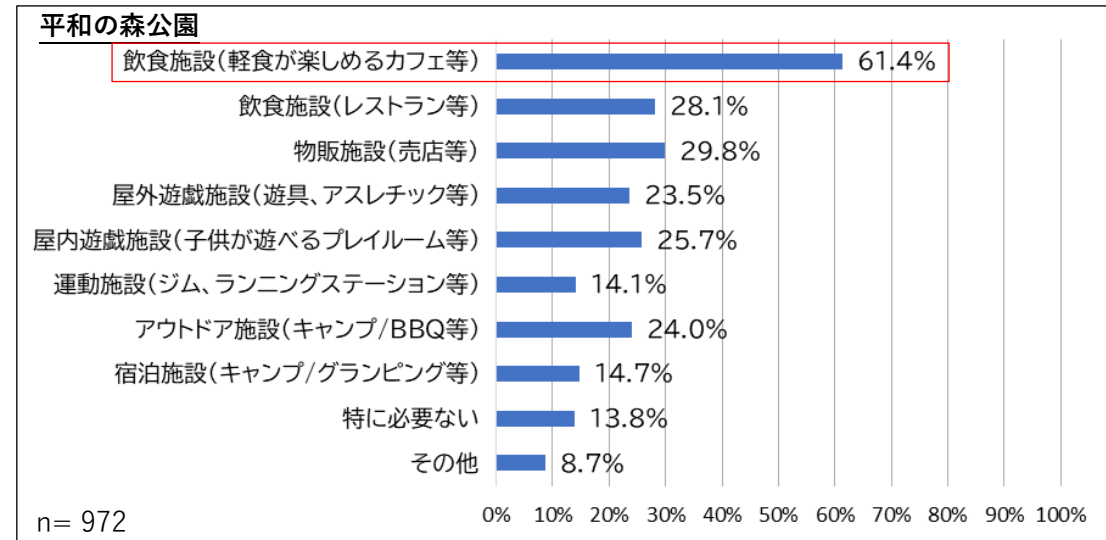
## 2. 整備して欲しい施設及びフィールドアスレチックについて

問7：平和島・平和の森公園に新たに整備して欲しい施設を教えてください。(複数選択可)



「飲食施設(軽食が楽しめるカフェ等)」と回答した人の割合が最も多く、59.4%

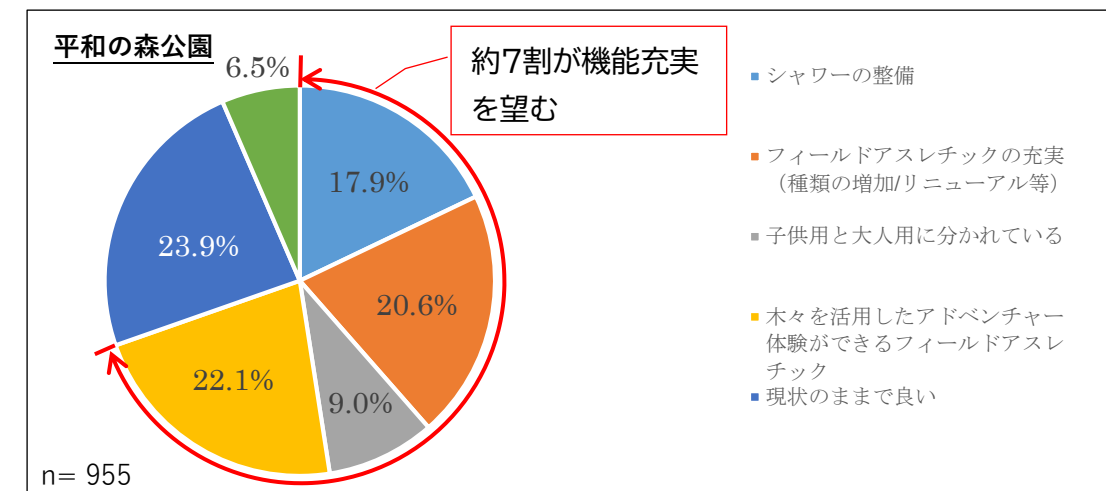
次いで、  
「屋外遊具施設」35.2%  
「屋内遊具施設」33.5%  
「物販施設」31.6%  
と続いている。



「飲食施設(軽食が楽しめるカフェ等)」と回答した人の割合が最も多く、61.4%

次いで、  
「物販施設」29.8%  
「飲食施設(レストラン等)」28.1%  
「屋内遊具施設」25.7%  
と続いている。

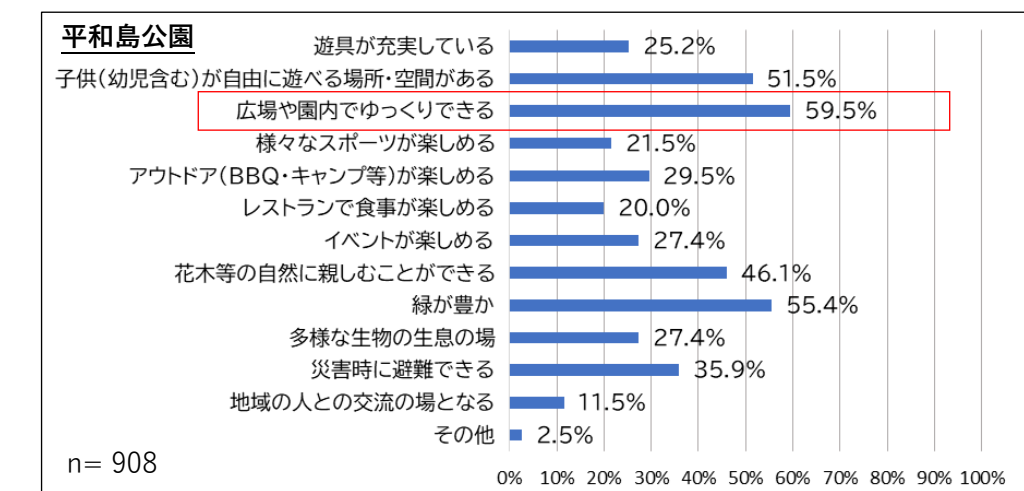
問8：平和の森公園にある有料のフィールドアスレチックについて、どのような機能が充実したら嬉しいか、最も希望する機能を選んでください。



フィールドアスレチックの機能充実を望んでいる割合が約70%と大半を占めている。そのうち、「木々を活用したアドベンチャー体験ができるアスレチック」が22.1%を占め、次いで、「種類の増加やリニューアル」が20.6%となっている。

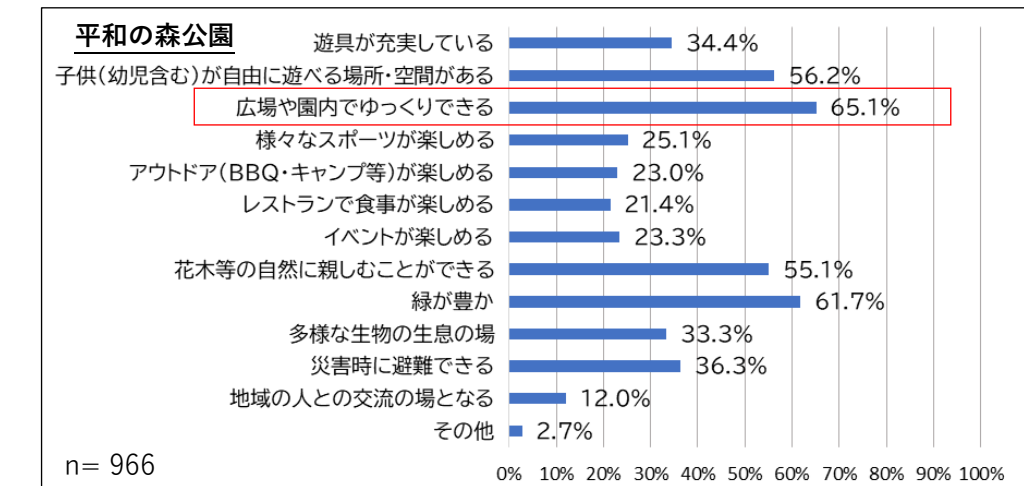
## 3. 公園に求める役割を教えてください

問8、9：平和島・平和の森公園に求める役割を教えてください。(複数選択可)



「広場や園内でゆっくりできる」と回答した人が最も多く、59.5%

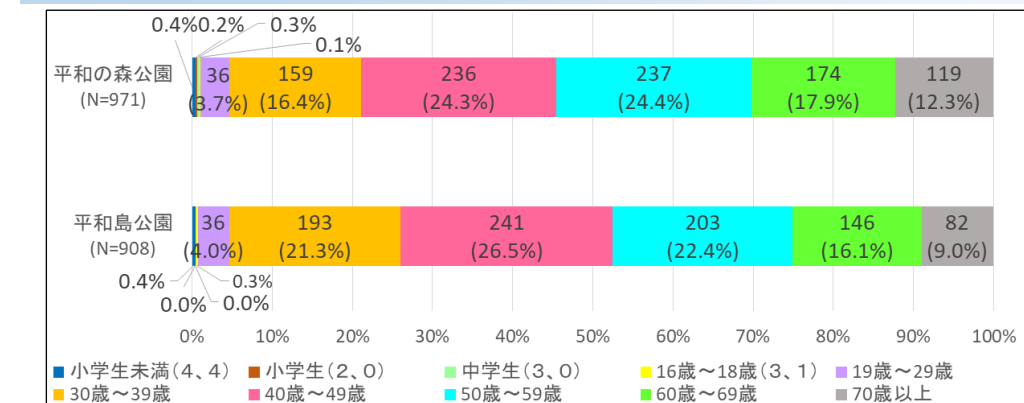
次いで、  
「緑が豊か」55.4%  
「子供が自由に遊べる場所・空間がある」51.5%  
「花木等の自然に親しむことができる」46.1%  
と続いている。



「広場や園内でゆっくりできる」と回答した人が最も多く、65.1%

次いで、  
「緑が豊か」61.7%  
「子供が自由に遊べる場所・空間がある」56.2%  
「花木等の自然に親しむことができる」55.1%  
と続いている。

## 4. 個人属性(年齢別回答者割合)



両公園ともに、16歳未満の回答者が1%以下と非常に少ない結果であった。

回答が多かった世代は、40歳代で24.3%~26.5%、次いで50歳代で22.4~24.4%という結果であった。

## 5. 整備に関する自由意見(一部抜粋)

### 【平和島公園】

- ・区民が多く体験ができる魅力ある公園にしてほしい
- ・自然豊かな公園にしてほしい
- ・水遊び場を残して欲しい
- ・他の区からも人が集まるような、素敵な施設にしてほしい

### 【平和の森公園】

- ・自由に遊べる広い芝生広場は貴重なのでこのままにして欲しい
- ・いつもキレイにされていて気持ちが良い
- ・なるべく自然を残して欲しい
- ・駐車場を充実させてほしい

## 6. 今後について

今回の結果に基づき、公民連携手法も活用した魅力ある公園づくりに向けた検討を進めていく。

まちづくり環境委員会 令和6年1月15日
都市基盤整備部 資料25番
所管 公園課

## 大規模公園におけるキッチンカー試験導入について

近年、公園の魅力を高めていく上で、特に飲食機能を充実していくことが求められている。この課題に対応すべく、大規模公園を対象にキッチンカーを試験導入する。

### 1 対象公園（予定）

公園名	所在地
平和島公園	平和島4-2-2
平和の森公園	平和の森公園2-1
佐伯山緑地	中央5-30-15
下丸子公園	下丸子4-21-2
西六郷公園	西六郷1-6-1
萩中公園	萩中3-25-26、萩中3-26-46
東調布公園	南雪谷5-12-1、南雪谷5-13-1

### 2 実施期間

令和6年4月末頃から令和6年10月末頃までの約半年間（予定）

### 3 選定方法及び手続き

公募型プロポーザル方式

選定委員会を設置し、事業者を選定する。

### 4 主な手続き日程（予定）

項目	日程
事業者の募集開始	令和6年1月17日
事業者の募集締切	1月26日
一次審査（書類審査）	1月下旬
二次審査（事業者によるプレゼンテーション）	2月下旬から3月初旬
事業者の選定	2月下旬から3月初旬
協定締結	3月下旬



まちづくり環境委員会 令和6年1月15日
環境清掃部 資料10番
所管 環境計画課

## 区有施設における太陽光発電設備の既存建物への導入推進について

### 1 概要

令和5年3月に策定した「大田区脱炭素戦略」では、太陽光発電設備の導入に関する区の率先行動として、区有施設における設置可能性を調査・検討し、2030年度まで計画的な整備を進めることとしている。

これまで区は区有施設の新築・改築工事の際に、可能な限り太陽光発電設備を設置しているが、今回、既存建物についても太陽光発電設備の効率的な導入手法について検討し、調査対象施設を選定した。

### 2 導入手法

オンサイト型P P A

(概要)

区が事業者が区有施設のスペースを提供し、事業者が自らの負担により設置した設備から当該施設に電力を供給する手法。

(理由)

これまでの検討結果に基づき、工事請負やリース等の他手法と比較し、コストメリット、財政支出の平準化、導入速度等の点で総合的に優位であるため。

### 3 調査対象施設

区立中学校

(対象選定理由)

屋上利用が少なく、スペースの有効活用が見込めるため。

また、建物が画一的かつ、堅ろうな構造であるため。

### 4 事業者選定

より脱炭素に資するよう発電容量を多く確保するため、また設置に係る既存建物の課題を解決するためには、専門的な知見による効率的な設備配置や課題の抽出及び解決に関する提案を比較審査し、選考する必要がある。

よって、事業者選定は公募型プロポーザル方式により実施する。

### 5 スケジュール (予定)

- ・令和5年度 事業者の選定
- ・令和6年度 現地調査、設計、設置開始
- ・令和7年度 設置完了及び電力供給の開始

なお、令和7年度以降、導入効果を検証し、他部局所管の施設についても、効率的な導入推進を図っていく。

## 「第23回 エコフェスタワンダーランド」の開催について

### 1 目的及び開催方法

「地域から考える地球の未来」をテーマに、環境課題の解決に取り組む団体や事業者等と協働して区民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。

池上会館で実施する講演会及び体験型イベントと、オンライン形式での動画配信によるハイブリッド型イベントで開催する。

### 2 体験型メニュー

- (1) 日程 令和6年2月17日(土)
- (2) 会場 区立池上会館(大田区池上一丁目32番8号)
- (3) 体験型イベント(展示ホール、会議室等)
  - ・10時～12時、13時～15時
  - ・出展団体によるワークショップやミニ講座、省エネ講習会など
- (4) 環境講座(集会室)
  - ・10時30分～11時30分  
海の未来を題材とした、落語と気象予報士によるトークセッション
  - ・15時～16時30分  
気象予報士による地球温暖化防止講演会
- (5) その他のプログラム
  - ・「地球にやさしいまちづくり」ポスターコンクールの表彰式  
(14時～14時30分 集会室)
  - ・環境動画コンテスト入賞作品の放映  
(10時15分～10時30分、14時45分～15時 集会室)

### 3 オンラインによる動画配信

- (1) 日程 令和6年2月1日(木)10時～2月29日(木)15時
- (2) 実施方法  
専用特設Webサイトを開設。
- (3) 主なコンテンツ
  - ア 環境学習に役立つ動画配信
  - イ 令和5年度「地球にやさしいまちづくり」ポスターコンクール入賞作品紹介

### 4 出展団体 23団体(予定)



## 5 昨年度の様子（池上会館）



体験型イベント（展示ホール）



講演会（集会室）



専用特設Webサイト（トップページ画面）